

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画

(案)

千葉市教育委員会

はじめに

本市では、平成 20 年 3 月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受け、15 年にわたって特別支援教育の推進に取り組んできました。この間、特別支援教育を希望する児童生徒の増加に対応すべく、特別支援学級や通級指導教室の整備を進めました。その設置率は平成 19 年度の 32.4% から令和 4 年度には 86.6%となりました。LD 等通級指導教室も小中学校は各区に 1 校、高等学校 2 校にも設置することができました。ことばの教室、きこえの教室も含め、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加し、平成 19 年度の 229 人から令和 4 年度には 877 人となっていきます。また、特別支援学校高等部段階の教育的ニーズに応じていくために、平成 25 年 4 月に開校した市立高等特別支援学校（職業コース）は、令和 4 年度に 10 周年を迎えることができました。

我が国は、国連の「障害者の権利に関する条約」を踏まえたインクルーシブ教育システム構築の推進に向け、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備」と「一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備」を両輪として取り組んできました。本市では、インクルーシブ教育システム構築の推進を図るとともに、本市の特別支援教育の現状と課題を把握し、今後の更なる特別支援教育の充実に向け、その方向性を示す総合的・計画的な基本方針として、平成 30 年 8 月に「千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定及び公表いたしました。

5 か年計画となる第 1 次計画では、「就学相談・教育相談の充実」や「多様な学びの場の充実」等、6 つの取組の柱に基づいた基本方針を進め、特別支援教育の推進を図ることができました。一方で、医療的ケア児への対応や ICT 環境等の基礎的環境整備の充実等、新たな教育的ニーズへの対応が、この 5 年間で必要になりました。

そこで、第 1 次計画の理念を継承し、その成果を生かしつつ、新たな課題への取組の方向性等をまとめた「第 2 次千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定しました。この基本計画を基に、各関係機関各学校との連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実を図っていきたいと考えます。

令和 5 年●月

千葉市教育委員会

《目 次》

はじめに
目次

【第Ⅰ部 総論】

第1章 策定について	1
第2章 第1次千葉市特別支援教育推進基本計画について	
第3章 第2次計画の方向性	

【第Ⅱ部 各論】

第1章 連続性のある多様な学びの場の充実	14
第1節 通常学級	
第2節 特別支援学級	
第3節 通級指導教室	
第4節 高等学校	
第5節 特別支援学校	
第6節 就学支援委員会	
第7節 交流及び共同学習	
第8節 人的配置	
第2章 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上	28
第1節 研修	
第2節 研究	
第3節 特別支援教育コーディネーター	
第4節 特別支援教育エリアコーディネーター	
第3章 安心をつなぐ相談・連携体制の構築	34
第1節 就学相談	
第2節 教育相談	
第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画	
第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり	
第5節 ライフステージにおける関係機関との連携	

【関係資料】

I 統計資料・各種データ	
II 用語解説	
III 検討会議審議経緯	

第 I 部

総 論

【第Ⅰ部 総論】

第1章 策定について

1 計画改定の趣旨

平成19年4月に学校教育法が改正（施行）され、従来の特殊教育の対象に加えて、発達障害のある児童生徒も含めた新しい教育支援の仕組みとして、特別支援教育の制度がスタートしました。

千葉市（以下、「本市」といいます。）では、平成19年3月「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組みました。その後、「インクルーシブ教育システム構築の推進」や「障害者差別解消法の施行」といった特別支援教育に係る社会情勢の変化を受け、平成27年3月に作成した「特別支援教育推進プラン」を経て、更なる特別支援教育の充実に向け、中・長期的な展望に立ち、特別支援教育の方向性を示す総合的・計画的な基本方針を示すため、令和4年度までの計画として、平成30年8月「第1次千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定いたしました。

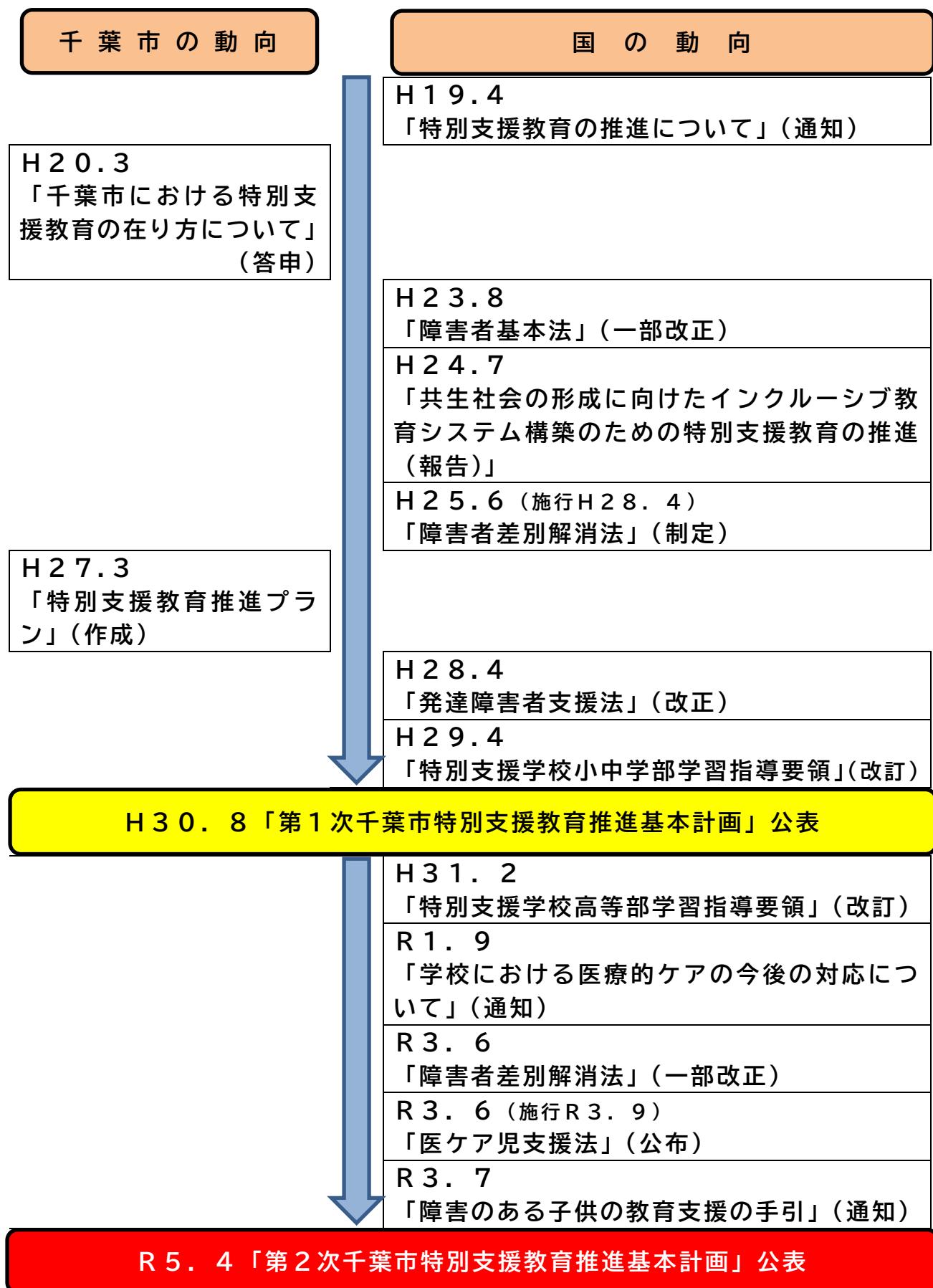
第1次計画は、「就学相談・教育相談の充実」、「多様な学びの場の充実」、「一貫した支援とネットワークづくり」、「教職員の専門性と指導力」、「特別支援教育の周知と理解」、「養護教育センターの機能」の6つの取組の柱に基づき、さまざまな取組が進められました。その中で、「エリア方式」を取り入れることにより、これまで本市の特別支援教育推進の中心であった養護教育センターへの一極集中化を解消し、地域の中心となる学校が地域内の学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し、支援力を高めることで、学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組むことを進め方の基本としました。具体的には、「特別支援教育エリアコーディネーター」によるエリア内の学校における校内支援体制構築等への指導・助言やエリア内での通級指導の巡回化による各学校への相談対応、さらに、エリア内での研修（ブロック研修）による効果的・効率的な人材育成や専門性の向上といった取組を進め、一定の成果を上げることができました。

しかしながら、特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあり、そのニーズも多様化する中、特別支援教育に係る教職員の確保及び専門性の向上や通級指導教室や医療的ケア、ICT環境等の基礎的環境整備の充実、さらには、特別支援学校学習指導要領改訂に伴う「個別最適化」を踏まえた教育課程の改善等、さまざまな課題があります。併せて、今後、養護教育センターの移転が予定されており、その役割やコンセプト等、新たに検討が必要になっていきます。

そこで、国の示す方向性を踏まえ、今後の本市における特別支援教育を総合的・計画的に推進してくための基本的な指針として、「第1次千葉市特別支援教育推進基本計画」を改訂し、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」（以下、「第2次計画」とします。）とします。

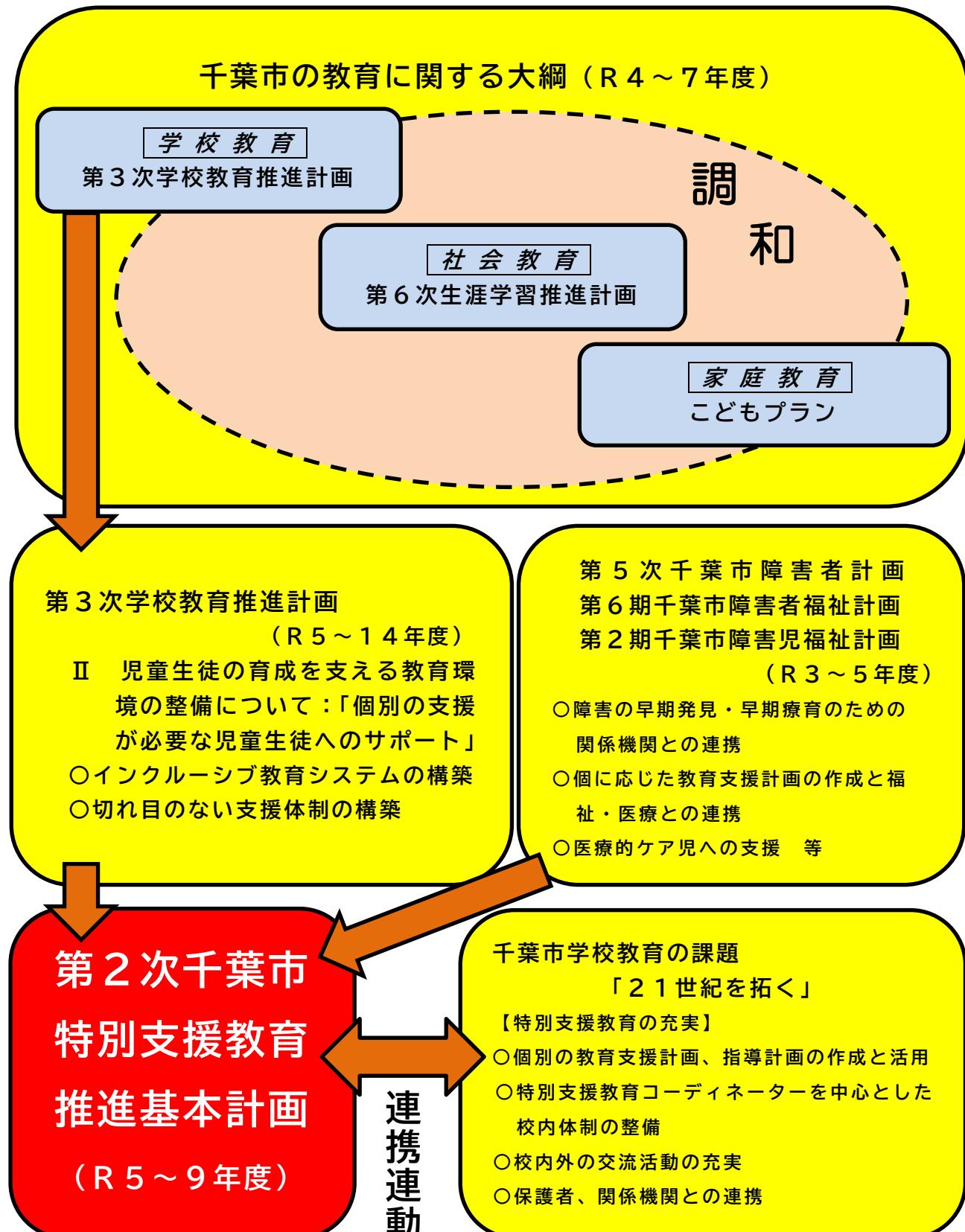
【第Ⅰ部 総論】

2 近年の国や市の動向



3 本計画の位置づけ

本計画は「千葉市の教育に関する大綱」及び「第3次千葉市学校教育推進計画」に基づく、教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。また、本市学校教育の課題「21世紀を拓く」と整合させ、施策の具体化において、連携運動を図ります。



第2章 第1次千葉市特別支援教育推進基本計画について

1 第1次計画の概要

この計画は、「『人間尊重の教育』を基調とし、共生社会の形成を目指す」、「障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行う」の2点を理念として掲げ、以下の5点を基本方針として示しました。

千葉市の特別支援教育推進の基本方針

- 1 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- 2 多様な学びの場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等)を整備・拡充します。
- 3 教職員の専門性の向上と人的支援の充実を含む教育環境の整備を図ります。
- 4 交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解教育に取り組みます。
- 5 幼児期から成人期まで地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。

さらに、基本方針を次の6つの取組の柱に基づき進めました。この取組の柱は「千葉市特別支援教育推進プラン」で提案されたものを一部修正したものです。

<取組の柱>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

2 第1次計画の進捗

(1) 千葉市全体を支える支援体制の構築～エリア方式～

第1次計画が策定された背景には、「特別な教育的ニーズのある児童生徒が急増していること」、「児童生徒の急増と教員の大量退職により若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員が増加していること」、「医学の進歩や社会環境の変化により教育的ニーズが多様化・複雑化し相談が急増していること」といった課題がありました。

これまで本市の特別支援教育は、養護教育センターを中心として推進されてきましたが、さらに特別支援教育を充実させていくためにには、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要があります。そこで、地域の中心となる学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組む「エリア方式」を推進することとしました。

具体的な取組としては、「特別支援教育エリアコーディネーター」を各区に配置（現在拡充中）し、区内の学校のコーディネーターの助言者として特別支援教育体制を支援したり、若手教員や特別支援教育の経験が少ない特別支援教育担当教員への指導助言を行ったりと、本市の特別支援教育を推進しました。また、LD等通級指導教室を複数設置したり、地域内

【第Ⅰ部 総論】

の学校の巡回指導を主として行う教員を配置したり、各学校の相談に応じ、支援体制を高める助言者としても機能できるよう取組を進めているところです。

今後も「エリア方式」は、計画を進めるうえでの基本的な方向性と踏まえ、エリアが「行政区」から「地域（近隣中学校区）」と集中的、効果的に展開できるようシステムの構築等、検証していきます。

（2）第1次計画の経過

第1次計画策定にあたり、平成10～19年を「体制整備期」、平成20～29年を「拡充期」と位置づけました。これを踏まえ、第1次計画期間（平成30～令和4年）を「発展期」と位置づけ、その経過については、以下のとおりです。

<通常の学級>

通常の学級に在籍するLD等の発達障害の児童生徒について、学校組織全体として個に応じた指導や支援に係る校内体制づくりを推進しました。LD等通級指導教室の拡充や巡回指導の対応を進め、併せて、特別支援教育指導員配置事業の充実を図りました。今後、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用の推進が課題です。

<特別支援学級>

特別支援学級の拡充は進み、令和4年度には、小中学校の設置率は86.4%となりました。また、個別の教育支援計画の作成率は、令和3年度末で98.3%と定着しました。今後、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の編制が課題です。

<通級指導教室>

LD等通級指導教室は、全区の小中学校に1校ずつ設置しました。併せて、平成30年度より、稻毛高校の通級指導も開始しました。言語障害通級指導教室は、真砂西小学校に2年間のサテライト教室を経て、令和4年度より本開設し、市内13校目の設置となります。今後、拡充している巡回指導の在り方が課題となります。

<人材>

養護教育センター所管の「特別支援教育指導員」、「特別支援教育介助員」、「スクールメディカルサポート員」といった特別な支援を必要とする児童生徒への人的対応の拡充が進みました。今後、ニーズの把握と人材の確保が課題となります。

（3）新型コロナウイルスの影響

令和元年末、全世界的に新型コロナウイルス感染症が爆発的に感染拡大し、国内でも、令和2年3月に、全国の小中学校で一斉休校という事態に見舞われました。およそ3か月後、少しずつ休校措置が解除されていったものの、感染者の増減の波は繰り返され、学校での教育活動に大きな影響を与えたまま、現在に至っています。本計画においても、期間の半分以上が、いわゆる「コロナ禍」に当たるなり、進捗への影響は否めませんでした。

例えば、「交流及び共同学習」や「通級指導」、「教職員研修」などは、感染リスク回避を最優先せざるを得ないため、十分な効果は得られませんでした。その中で、ICT機器を活用したオンラインでの交流や指導、会議というスタイルが確立していった側面もあります。新型コロナウイルスの収束には、まだ時間がかかると見込まれている中、「コロナを前提とした取組」も踏まえたうえで、第2次計画へと移行していく必要があると考えます。

【第Ⅰ部 総論】

3 第1次計画の評価

第1次計画の6つの取組の柱について評価し、以下のような成果と課題がありました。

<取組の柱>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 「1 就学相談・教育相談の充実」 | 「2 多様な学びの場の充実」 |
| 「3 一貫した支援とネットワークづくり」 | 「4 教職員の専門性と指導力」 |
| 「5 特別支援教育の周知と理解」 | 「6 養護教育センターの機能」 |

(1) 「就学相談・教育相談の充実」の評価

<成果>

- 平成29年度から、保護者向けの「就学説明会」を実施（令和2、3年度は新型コロナの影響で中止）し、就学相談の流れや学校参観、特別支援学校の特色を理解してもらう機会となっている。
- 「個別の教育支援計画（幼保版）」の様式を作成・周知するとともに、HP上に公表することで、幼保における就学前児の個別の教育支援計画の作成率が向上した。
- 「就学指導委員会」は、令和2年3月に条例改正を行い、「就学支援委員会」に名称変更し、就学に係る児童生徒や保護者、学校現場の相談に対して、より効果的な支援の充実を図ることができた。

<課題>

- 各取組のさらなる充実と新型コロナ対応の両立を図れる方策が必要である。
- 就学説明会に参加できない保護者や児童生徒の卒業後の切れ目のない支援といった個別への対応と併せて、学校への効果的、効率的な周知や指導、支援の充実が図れるような方策についても検討が必要である。

(2) 「多様な学びの場の充実」の評価

<成果>

- 特別支援学級の設置率は、年々向上している。また、通級指導教室については、LD等が全区小中学校に配置され、小学校全区と中学校は中央区で巡回指導を開始した。また、令和4年度には千葉高校にも設置され、市立高校2校での通級指導が開始した。
- 多様な学びの場の環境整備と併せて、エリアコーディネーターや特別支援教育指導員、介助員、スクールメディカルサポーターの配置・拡充を図り、児童生徒や保護者、学校の支援が図れた。

<課題>

- 多様な学びの場の拡充が進む半面、特別支援教育の経験が浅い担当者の増加が喫緊の課題である。特別支援担当者の確保と併せて、学級経営や授業に係る指導力

【第Ⅰ部 総論】

を育成できるような校内支援体制や研修体制の構築が重要である。

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化やリソースルームの設置については、人材や財源の面から、計画の見直しが必要である。

(3) 「一貫した支援とネットワークづくり」の評価

＜成果＞

- ・特別支援連携協議会や市立、県立特別支援学校との教育相談連携会議、医ケア検討会議等、関係機関との連携を進める中で、「総合案内パンフレット」や「連携サポートシート」の作成・活用や就学前から就労までのライフステージに応じたネットワーク構築を図ることができた。

＜課題＞

- ・多くの関係機関との連携が進む中で、情報交換や情報共有の場の設定が難しくなってきている。効果的、効率的な連携の在り方について検討が必要である。

(4) 「教職員の専門性と指導力」の評価

＜成果＞

- ・特別支援学級・通級指導担当者や特別支援教育コーディネーターの悉皆研修を始め、養護教育センターの専門研修や各区でのブロック研修等、研修体制の充実化を図った。また、特別支援教育エリアコーディネーターや養護教育センターのトワイライト相談等の特別支援教育担当者の相談体制の構築も図り、特に、経験の浅い教員や講師への支援を充実させることができた。

＜課題＞

- ・新型コロナの影響も鑑み、安全安心の観点と併せ、効果・効率的な研修方法として、オンラインの活用の在り方について、検討が必要である。
- ・「エリア方式」推進の観点から、近隣校での情報交換、授業研究、交流及び共同学習の推進を図り、教職員及び学校の特別支援教育の理解を深めていきたい。

(5) 「特別支援教育の周知と理解」の評価

＜成果＞

- ・「総合案内パンフレット」や「合理的配慮リーフレット」、「交流及び共同学習リーフレット」等の作成、改訂をし、市民や学校へ周知することで、特別支援教育の理解や啓発を図ることができた。
- ・連續性のある「多様な学びの場」の整備や「交流及び共同学習」の推進を図ることで、インクルーシブ教育システムの構築、そして、共生社会の形成を目指せた。

＜課題＞

【第Ⅰ部 総論】

- ・居住地校交流やげんきキャンプなど、学校間での交流について、定期的に実態調査を実施し、コロナ禍も想定した交流の在り方について検証する必要がある。
- ・通常学級と特別支援学級間での、学校内交流について、主に「教科交流」の実態を把握し、小中学校での自立活動や教科等を合わせた指導の在り方を検証する。

(6) 「養護教育センターの機能」の評価

<成果>

- ・特別支援教育に特化した相談機関として、保育所・幼稚園等や福祉、医療等との連携を図った手厚い就学相談やニーズ及びアセスメントを的確に把握した教育相談を実施することができた。
- ・特別支援教育に特化した研修・研究機関として、特別支援教育担当教員だけでなく、一般の教職員や保護者、市民向けの専門研修や講座を開催し、特別支援教育の推進を図ることができた。

<課題>

- ・教職員のニーズを的確に把握し、より効果的な研修内容について検討し、また、コロナ禍における相談や研修の在り方についても検討が必要である。

第3章 第2次計画の方向性

1 基本方針と取組の柱

第1次計画の評価（成果と課題）と本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、第2次計画の理念と推進の基本方針を次のとおりとします。

千葉市の特別支援教育の理念

- ①「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- ②障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

千葉市の特別支援教育の基本方針

- ①本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- ②多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の一層の推進を図ります。
- ③教職員の専門性の向上を図ります。
- ④ライフステージに応じて地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。
- ⑤学校を主体とした特別支援教育の推進を図ります。

【第Ⅰ部 総論】

本基本方針を次の3つの取組に基づき進めていきます。この取組の柱は、第1次計画で提案されたものを集約、整理したものです。

<取組の柱>

- 1 連続性のある多様な学びの場の充実
- 2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上
- 3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

3つの柱の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。それぞれ、第2部各論の章、節に対応しています。

1 連続性のある多様な学びの場の充実

- (1) 通常学級
- (2) 特別支援学級
- (3) 通級指導教室
- (4) 高等学校
- (5) 特別支援学校
- (6) 就学支援委員会
- (7) 交流及び共同学習
- (8) 人的配置

2 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

- (1) 研修
- (2) 研究
- (3) 特別支援教育コーディネーター
- (4) 特別支援教育エリアコーディネーター

3 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

- (1) 就学相談
- (2) 教育相談
- (3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画
- (4) 連携に関する会議・ネットワークづくり
- (5) ライフステージにおける関係機関との連携

【第Ⅰ部 総論】

2 基本計画と関連計画との関係及び進行管理

	教育・福祉に関する推進計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	～	R14
教 育 委 員 会	千葉市の教育に関する大綱	R4～							
	第3次千葉市学校教育推進計画								
	第2次千葉市特別支援教育推進基本計画							第3次	
障 害 者 自 立 支 援 課	第4次～6次障害者計画等の策定(3年単位)	第5次		第6次 R6～R8					
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針				10年間(H29～R8年度)				

本基本計画は令和5年度から9年度までの5年間を対象期間として策定します。また、令和10年度までに第3次基本計画の検討委員会を組織し、本計画を引き継ぎます。

3 エリア方式の定着と発展

第1次計画では、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要に応じるために、各学校が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組めるよう、千葉市の現状に応じた特別支援教育を推進するシステムとして、「エリア方式」の構築を図ってきました。この「エリア方式」を定着、発展させるためには、そのエリアがすでにもっている特別支援教育担当や教育環境の強みを發揮し、教職員が相互に支え合い、学び合う制度設計が必要であると考え、2つの方針を立てました(図1)。図1の【】は、具体的な取組と対応しています。

【エリア方式の定着と発展に係る方針と具体的な取組】

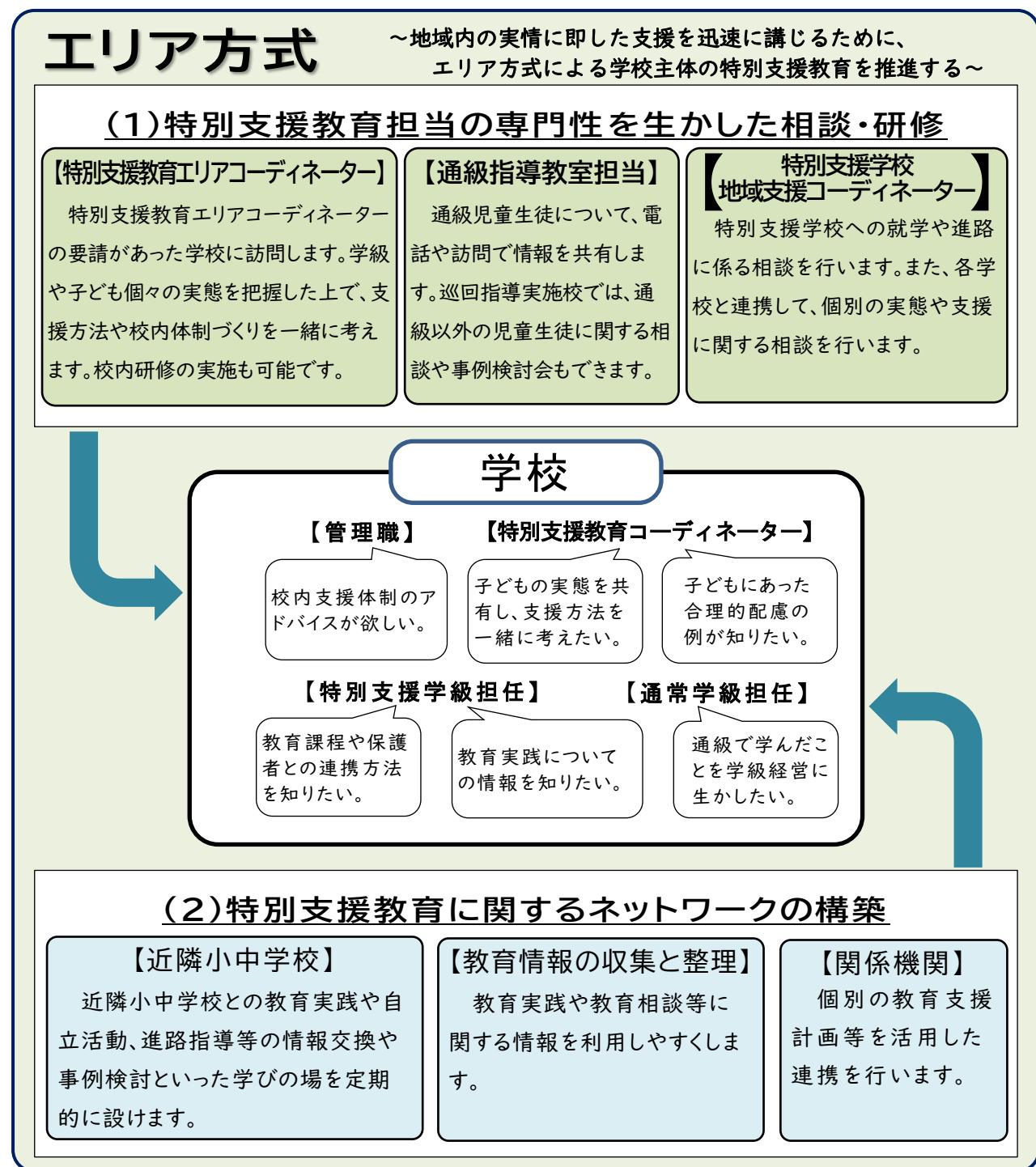
- 1 エリアの強みを生かした教職員の相談・研修の推進
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターや通級指導教室担当、特別支援学校地域支援コーディネーターの活用等、エリアの強みを生かした相談・研修を推進します。
- 2 特別支援教育に関するネットワークの構築
 - ・教職員の教育実践に関する交流を促進するためのネットワークを構築します。
 - ・教職員が必要な時に、すぐに情報にアクセスできるよう特別支援教育に関する情報の収集と整理を図ります。
 - ・特別な教育的ニーズに対して一貫した支援が実施できるように、学校間や関係機関等との個別の教育支援計画を活用した効果的な連携を推進します。

【具体的な取組の目安】

	具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
1	特別支援教育担当の専門性を生かした相談・研修	実施				
2	教職員のネットワークの構築	実施				
3	特別支援教育に関する情報の収集と整理	検討	実施			
4	個別の教育支援計画の活用による効果的な連携	検討	実施			

【第Ⅰ部 総論】

【図1】エリア方式のイメージ



第Ⅱ部

各 論

第1章 連続性のある多様な学びの場の充実

- 第1節 通常学級
- 第2節 特別支援学級
- 第3節 通級指導教室
- 第4節 高等学校
- 第5節 特別支援学校
- 第6節 就学支援委員会
- 第7節 交流及び共同学習
- 第8節 人的配置

【第Ⅱ部 各論】

1－01 【通常学級】

1 現状と課題

- 通常学級内に多様な特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍していることが周知され、通級指導教室の利用が増えてきました（資料1、2参照）。
- 養護教育センターの相談において通常学級に在籍する児童生徒の占める割合が大きく、専門機関への接続も進んでいます（資料3参照）。
- 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する引継ぎを効果的に行うことで、基礎的環境整備と合理的配慮の円滑な実施につながっています（資料4参照）。
- 通常学級における個に応じた支援については、関係機関との接続を待っている間に児童生徒の不適応状態が広がることがあり、早期の対応が必要です。

2 今後の方針

- (1)日常生活又は社会生活において受ける制限は、個々の心身の機能の特性のみに起因するものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるといった「障害の社会モデル」の周知を図ります。
- (2)同じ学習目標に対して個に応じた学習参加や方法を認め合うことで、学習参加を高めるとともに社会的障壁を小さくし、特別な教育的ニーズのある児童生徒の意欲の向上を図ります。
- (3)学級担任をはじめとする教職員が、一人一人の多様なニーズに気づき、寄り添い、適切な指導・支援が行えるよう特別支援教育に関する意識と資質の向上を図ります。

【「障害の社会モデル」とは】

- ・視覚に障害がある場合、絵や文字の情報が中心の環境にあると情報を把握することが困難になります。そのため、音声情報や触覚情報で伝える必要があります。下肢が動かしにくい場合、歩行での移動が困難になることがあります。そのような場合には、車いすを使って、自分で移動できる状況をつくる必要があります。
- ・心身機能の障害があるだけでなく、本人のいる環境や周りから求められている内容によって障害が生じことがあります。このような見方を「障害の社会モデル」としています。
- ・「障害の社会モデル」の考え方方に立つことで、心身機能の障害によって解決できない問題があると考えるのではなく、周りの人の行動や環境整備によって社会参加を促すための手がかりを本人とともにつかむことができます。

3 具体的な取組

- 「障害の社会モデル」に関する周知(1)
 - ・「障害の社会モデル」に関する教職員向けリーフレットの内容等の検討
 - ・基礎的環境整備と合理的配慮の促進
- 「個別最適な学び」の展開(2)
 - ・個に応じた学び方に関する情報の各種会議等における周知
 - ・児童生徒一人一人の選択と決定を支える個に応じた学び方の検討と共有
- 校内における教職員の特別支援教育に関する意識と資質を高めるシステムづくりの検討(3)
 - ・特別支援教育に関する情報共有から児童生徒理解、実行、評価を促すP D C Aサイクルの構築
 - ・通常学級における適切な指導・支援を支える教職員の役割分担等、効果的な校内支援体制の構築

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○「障害の社会モデル」に関する周知	検討	実施			➡
○個別最適な学びの展開	検討	実施			➡
○教職員の意識と資質を高めるシステムづくりの検討	検討	実施			➡

【第Ⅱ部 各論】

1－02 【特別支援学級】

教育的ニーズに応じた学びを居住する地域の学校で受けることができるよう、必要に応じて特別支援学級を設置しています。その結果、小中学校の特別支援学級等の設置率は32.4%（平成19年度）から86.6%（令和4年度）まで高まり、居住する学区での就学ができるようになってきました（資料5、6参照）。

1－02－01 【知的障害特別支援学級】

1 現状と課題

- 知的な遅れがあり、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の意見をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 少人数の学級が増えたことで、集団参加の機会の確保と社会性の向上を目指して、校内の交流及び共同学習や他校の特別支援学級との交流及び共同学習を行っています。
- 児童生徒個々の教育的ニーズは多様化しています。学級規模を踏まえつつ、実態に応じた教育課程の編成が求められています。
- 中学校卒業後の進路について不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1)中学校区等、近隣の学校との連携を深め、他校との交流活動を計画的に進めています。また、教育的ニーズに応じた、校内での交流及び共同学習の活性化に努めます。
- (2)個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、個々の特性や教育的ニーズに応じた教育課程の編成を進めています。
- (3)中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施(2)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修など
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施				➡
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施				➡
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－02－02 【自閉症・情緒障害特別支援学級】

1 現状と課題

- コミュニケーションの苦手さやこだわりの強さによって、集団生活に支援を要する場合に、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会の意見をもとに、本人、保護者と合意形成の上、入級となった児童生徒が学習、生活しています。
- 星久喜小中学校籍の院内学級（精神疾患等）や真砂中学校の教育相談指導教室（不登校傾向等）は自閉症・情緒障害特別支援学級に含みます。
- 中学校卒業後の進路について、不安や悩みを抱える家庭もあります。長期的な見通しをもった進路指導を行うため、担任も家庭も進路に関する情報を知る必要があります。

2 今後の方針

- (1)校内での交流及び共同学習が一層充実できるようにしていきます。
- (2)児童生徒の多様化するニーズに応じて、多様な教育課程を編成していきます。
- (3)中学校卒業後の進路についての情報を共有し、周知していきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習の促進(1)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修にて情報提供
 - ・近隣校による実践事例の情報交換
 - ・交流及び共同学習の実施に向けた校内支援体制づくりに関する情報提供
- 多様な教育課程(2)
 - ・教育委員会と学校が連携した教育課程の研究
 - ・各種研修会において、地域や児童生徒の実態に応じた自立活動に関する指導内容・方法を検討
- 進路指導に関する情報の共有と周知(3)
 - ・養護教育センター専門研修、特別支援学級担当者研修、ブロック研修など
 - ・進路指導主事及び特別支援学級担任へ周知する機会の設定

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習の促進	実施				➡
○実態に応じた教育課程の編成のための研修の実施	実施				➡
○進路指導に関する情報の共有と周知	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－02－03 【病弱、虚弱、肢体不自由特別支援学級】

1 現状と課題

- 令和4年度現在、病弱特別支援学級が1校（磯辺小学校：短期入院児童対応のための院内学級）、虚弱特別支援学級が2校（園生小学校、朝日ヶ丘小学校）、肢体不自由特別支援学級が3校（海浜打瀬小学校、土氣南小学校、誉田小学校）に設置されています。
- 病気のため、長期入院をしている児童生徒に関しては、県立仁戸名特別支援学校や県立四街道特別支援学校が在籍校や医療機関と連携して学習支援などを進めています。
- 知的障害の有無によっても教育的ニーズが異なります。知的障害がない児童生徒に関しては、学習保障が必要になります。また、知的障害のある児童生徒に関しては、安全面を保障したうえで知的障害特別支援学級を参考に教育課程を編成しています。
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成が望まれていますが、専門的な知識や指導技術、経験のある人材の十分な確保が難しい現状があります。

2 今後の方針

- (1)特別支援学校のセンター的機能の利用促進や医療機関等との連携を深め、学級担任が専門的な知識や支援法を学べる場を構築していきます。
- (2)必要な支援を受けながら安全で安心な学校生活が送れるよう、必要に応じて、環境の整備に努めます。
- (3)知的障害の有無や今後の進路等も踏まえ、個々の教育的ニーズに合わせた教育課程を編成します。

3 具体的な取組

- 関係諸機関との連携(1)(2)
 - ・特別支援学級担当者会議等において特別支援学校と医療等の関係諸機関との連携を周知
 - ・設置校にて関係諸機関とのケース会議等の開催
 - ・設置校と関係諸機関の連携と相談体制の構築
 - ・特別支援学校のセンター的機能を活用したり、理学療法士、作業療法士等から助言が受けられるように養護教育センターの機能拡大を検討したり、専門的な知識や支援法を学ぶ場の設定
 - ・病弱、虚弱、肢体不自由教育に関する研修についての情報提供
- 基礎的環境整備(2)
 - ・病虚弱学級、肢体不自由学級に在籍する児童生徒の障害の実態を踏まえた備品等の整備や配置、施設改修など
- 教育的ニーズに合わせた教育課程の編成(3)
 - ・本人の意向や主治医の指示等を踏まえた教育的ニーズの把握
 - ・教育的ニーズを踏まえた個別の教育支援計画の作成及び特別の教育課程の編成

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○関係諸機関との連携	実施				➡
○基礎的環境整備	実施				➡
○教育的ニーズに合わせた教育課程の編成	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－03－01 【通級指導教室（言語障害・難聴通級指導教室）】

1 現状と課題

- 対象の児童数の増加と学区の状況を検討し、言語障害難聴通級指導教室の設置を進めてきました（資料7参照）。通級担当者同士の学び合いを通した専門性の向上によって、通級を希望する多くの児童に対して適切な指導を提供することができます。
- 難聴児においては、発見が遅れたために就学前に必要な指導、支援・配慮を受けていない場合があります。また難聴や吃音等の障害種では中学進学後も支援・配慮が必要ですが、十分に理解が得られないことがあります。
- 難聴の児童・生徒は学校生活で情報保障等の支援が必要であるため、基礎的環境整備や人材を確保する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 地域別に児童数を把握し、人数が多い地域には通級指導教室を新たに設置して送迎の利便性を高めます。また教室、教員が増えることで、一人一人の児童に対して、十分な指導、支援が行われるようにします。また、発達障害等を併せもつ児童生徒のことば・きこえの指導、支援について検討します。
- (2) 早期発見・早期支援、また切れ目のない指導、支援・配慮のため、幼稚園、保育所、小学校、中学校間で連携を図ります。教職員への理解、啓発に努め、学校生活でよりよい支援・配慮を受けられるようにします。
- (3) 難聴の児童の指導、支援・配慮に必要な環境や機器を整備します。

3 具体的な取組

- 通級児童数が多い地域に通級指導教室の新設を検討(1)
- 言語障害難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置検討(1)(2)
 - ・言語難聴通級指導スーパーバイザーによる個別の相談、言語難聴通級担当者への助言・指導
 - ・言語聴覚士等の配置による助言・指導
 - ・発達障害等を併せもつ児童生徒のことば・きこえの指導、全体的な発達支援について相談、助言
- 連携(2)(3)
 - ・療育センター、養護教育センターとの連携の充実
- 教職員への理解・啓発(2)
 - ・管理職や新規採用者、養護教諭、通級児童担任への言語障害や難聴の理解と周知の場を確保
 - ・就学前施設の職員や中学校教員、特別支援教育コーディネーター対象の研修会の実施
- 難聴児童生徒のサポート体制の充実(3)
 - ・ギガタブを活用した情報保障の検討、近隣大学との連携によるボランティア人材の確保

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○通級指導教室の新設	実施				➡
○言語、難聴通級指導スーパーバイザーや専門職の配置	検討	検討	実施		➡
○連携	実施				➡
○教職員への理解・啓発	実施				➡
○難聴児童生徒のサポート体制の充実	検討	実施			➡

【第Ⅱ部 各論】

1－03－02 【通級指導教室（ＬＤ等通級指導教室）】

1 現状と課題

- 小学校・中学校共に全ての区に設置され、入級を希望する児童生徒数の増加に対して通級指導を提供できる体制が整ってきました（資料8参照）。また、巡回による指導は小学校では全ての区で実施されています。中学校は現在1校での実施ですが、今後、全ての区での実施を検討しています。
- 通級指導教室での指導内容や合理的配慮に関する情報を在籍校に伝達することで、校内支援体制の充実や校内の教職員への適切な理解と周知といった「学びの連続性」が進んでいます。
- 児童生徒のニーズに応じた指導や支援を行うために、心理・教育的なアセスメントを行う力が求められています。また、通級による指導を実施する上で、通常の学級担任や在籍校、保護者など関係機関とよりよい支援を話し合い、調整する力が求められています。
- 障害の特性に応じた教室環境の整備や教材・教具が不十分という現状があります。ＩＣＴの活用も含めた環境整備が必要とされます。

2 今後の方針

- (1)小学校においては巡回による指導ニーズが高い学校にサテライト教室を設置することを検討し、中学校ではオンラインによる指導を効果的に行う体制を整え、指導支援の充実を図ります。
- (2)在籍校やＬＤ等通級指導教室、関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- (3)教職員の専門性を高めるための研修や運営上の課題解決に向けた研修を行います。
- (4)ギガタブの機能を最大限生かして、障害の特性に応じた指導を行います。そのために担当者同士の情報交換を行います。

3 具体的な取組

- 巡回指導担当の専任化(1)
 - ・巡回指導担当の専任化やサテライト教室設置に向けての検討
- 通級指導担当の専門性の活用(2)
 - ・地域の学校の相談支援、養護教育センターの相談業務との連携
 - ・地域エリア（総論：「エリア方式図」参照）の相談体制の構築、ネットワークづくりを推進
 - ・巡回指導校における事例検討会等の実施
- 通級指導担当の専門性の向上(3)
 - ・通級指導担当を対象とした研修の実施
 - ・ＬＤ等通級指導スーパーバイザー（経験の浅い通級指導担当への指導助言役）の配置検討
- ＩＣＴの効果的な活用(4)
 - ・ギガタブを生かした指導法の構築
 - ・オンラインによる指導の実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○巡回指導担当の専任化	実施				➡
○通級指導担当の専門性の活用	検討	実施			➡
○通級指導担当の専門性の向上	検討	実施			➡
○ＩＣＴの効果的な活用	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－04 【高等学校】

1 現状と課題

- 通級指導教室が平成30年度に稻毛高等学校に開設され、高等学校の特別支援教育の体制整備が進みました。令和4年度に千葉高等学校に通級指導教室が設置され、市立高等学校全てに設置となりました（資料8参照）。
- 教育相談会議の中で特別に配慮が必要な生徒の内容が含まれるようになり、情報の共有化が進み支援が必要な生徒への手立ての立案が進みました。
- 卒業後の自立や社会参加に向けた進路指導や就労支援（キャリア教育）を取り入れたことで特性に応じた進路を選択できるようになってきています。
- 高校入学後、新しい環境に適応できず、自己肯定感が下がり、心身のバランスを崩し進路変更をするケースも生じています。

2 今後の方針

- (1)高等学校における校内支援体制の充実を図ります。
- (2)一人一人の多様化するニーズに応じた支援方法を検討し、実践例を積み重ねていきます。
- (3)通級指導教室と大学等との連携を充実させます。
- (4)卒業後の進路を適切に選択できるように、進路指導の充実を図ります。

3 具体的な取組

- 高等学校における校内支援体制整備(1)
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の開催と入級システムの構築
 - ・スクールカウンセラー（S C）等の活用
 - ・教育センター、養護教育センターとの連携
 - ・医療機関（心療内科・児童精神科等）との連携
 - ・履修と修得に対する職員の共通理解（合理的配慮）
- 研修(2)
 - ・特別支援教育に関する校内研修の実施の促進
 - ・事例検討会の実施
 - ・校外研修の参加の推奨
- 通級指導教室(3)
 - ・通級指導教室を設置する県立高等学校との連携・協力
 - ・市内の高等学校の通級生徒の交流授業開始（対面・リモート）
- 進路指導(4)
 - ・進路担当との合同指導（リモート面接・リモート受験等）
 - ・卒業後の進路見据えた関係機関との連携
 - ・進学先の大学との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○高等学校における校内支援体制整備	実施				➡
○研修	実施				➡
○通級指導教室	実施				➡
○進路指導	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－05－01 【特別支援学校（第二養護学校・養護学校中学部）】

1 現状と課題

- 第二養護学校、養護学校中学部では、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動については、「各教科等を合わせた指導」の形態を取り入れた教育課程の編成を行っています。
- 特別支援学校のセンター的機能として、市内の知的障害特別支援学校が連携し、特別支援教育の支援に関する啓発を行っています。両校の地域支援コーディネーターは依頼のあった教育・保育施設や小中学校などの相談支援をしています。
- 令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターを「特別支援教育エリアコーディネーター」に指名し、校内支援体制や進路指導に係る助言等、小中学校の支援も担うようになりました。
- 「交流及び共同学習」では、継続して地域の小中学校に理解啓発をすすめ「居住地校交流」を行ってきました。ICTを活用した交流及び共同活動も見られるようになりました。
- 児童生徒数は横ばいから緩やかな増加傾向にあり、施設・設備の老朽化や教室不足に伴うプレハブ校舎の設置やスクールバスの増便などの対応が必要です（資料9参照）。
- ギガタブを活用し、オンラインによる交流及び共同学習や居住地校交流の継続的な実施方法について、今後も検討し、実践を積み上げていく必要があります。

2 今後の方針

- (1) 長期的な視点で、在籍人数の状況と推計をみて、施設設備、老朽化対策を検討します。
- (2) ICTを活用した教育活動をさらに検討していきます。
- (3) 地域支援コーディネーターの業務内容の明確化を図り、各関係機関と連携を図りながら機能を充実させ、積極的にセンター的機能を果たせるようにします。また「特別支援教育エリアコーディネーター」としての役割も担います。

3 具体的な取組

- 施設・設備の老朽化対策(1)
 - ・「特別支援学校設置基準」施行に伴う設置基準の見直しの実施により、施設・設備面の改修や教室不足に対して増設等の検討
- ICTを活用した学習の推進(2)
 - ・効果的なICTを活用した授業実践の検討や実践
 - ・ギガタブ活用した交流など、継続的で実施可能な居住地校交流の実施方法の検討
- センター的機能の充実(3)
 - ・地域支援コーディネーターの研修機会の確保
 - ・地域支援コーディネーターの学校訪問による小中学校、高等学校教員や保護者への相談支援
 - ・特別支援教育エリアコーディネーターとして担当エリアの小中学校の支援体制づくりを支援

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○施設・設備の老朽化対策	検討 調整	実施			→
○ICTを活用した学習の推進	実施				→
○センター的機能の充実	実施				→

【第Ⅱ部 各論】

1－05－02 【特別支援学校（養護学校高等部・高等特別支援学校）】

1 現状と課題

- 養護学校高等部、高等特別支援学校は、入学者選考を経て入学しますが、受検資格として、療育手帳取得と事前の教育相談が必要です。また、高等特別支援学校については、受検者数が定員を上回る状況が続いています。
- 卒業後の就労に関しては、県教育委員会が「千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク連絡会」を開催しています。各特別支援学校の進路指導主事や就労支援コーディネーター、関係機関が集まり、産業現場等における実習の受け入れ先や就労に向けての連携を図っています（資料10参照）。
- 中学校通常学級からの高等部へ進学する生徒がいます。学校公開や説明会への参加を周知し、入学前に進路情報を正確に伝達しています。入学後の特別支援学校の生活を見通して、適切な学びの場への進学ができるように進路指導を進める必要があります。
- コロナ禍においては、産業現場等における実習の受け入れが難しい事業所もありました。連絡会等での情報共有を確実に行い、本人・保護者の不安を軽減していくことも課題となっています。
- 高等部段階においても1人1台の端末環境の推進が進んでいます。各学校の特色に応じたICT活用の実現に向けた取組を推奨していく必要があります。

2 今後の方針

- (1)特別支援学校のセンター的機能を充実させ、教職員や保護者への教育相談、教育課程の周知を行います。
- (2)学校と関係機関等が連携し、企業等への障害者理解を深める取組を行い、産業現場等における実習先の開拓や企業等への障害者理解を促進します。各区の障害者基幹相談支援センターや福祉機関との情報共有を図り、課題を明確にします。
- (3)高等部の教員がより積極的に、授業や地域間での連携にICTを活用できるようにします。

3 具体的な取組

- センター的機能の充実(1)
 - ・地域支援コーディネーターの訪問による小中学校、高等学校の教員や保護者への相談支援
 - ・学校参観、学校説明会を充実し、教育課程の理解の促進
- 進路指導の充実(2)
 - ・就労に向けた関係機関との連携の充実（就労支援ネットワーク連絡会への市教育委員会の参加）
 - ・各学校での進路指導の充実、卒業後のフォローアップのさらなる充実
 - ・企業との連携
- ICTを活用した学習の推進(3)
 - ・ICT機器の整備
 - ・ICTの活用及び社会自立や職業自立に向けた一助としての利用方法の実践事例の集積

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○センター的機能の充実	実施				➡
○進路指導の充実	実施				➡
○ICTを活用した学習の推進	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－06 【就学支援委員会】

1 現状と課題

- 令和2年に条例の改正を行い、「就学指導委員会」から「就学支援委員会」への名称の変更、障害種ごとに専門的な審議・助言を行う機関として、「部会」を設置しました。部会は、5部会あります（「知的、自閉症・情緒部会」「言語・難聴部会」「病虚弱部会」「肢体不自由・視覚障害部会」「LD等部会」資料11参照）。養護教育センターや特別支援学校での就学相談を経て、本人、保護者の意向を最大限尊重し、就学支援委員会にて障害の状態や教育上必要な支援の内容、就学先に関して審議した意見をもとに、本人、保護者と合意形成を図って教育委員会が就学先を判断します。
- 「知的、自閉症・情緒部会」、「言語・難聴部会」、「LD等部会」での審議件数が増加しています（資料12参照）。
- 本市の就学支援委員会は、就学、転級、入級後の指導支援についても助言を行っています。また、就学支援委員会の判断と実際の措置が異なったケースの経過を2年間確認しています。就学後（通級後）などの適応状況に応じて担任から情報収集し、保護者との相談後、場合によっては再審議を行っています。
- 自閉症・情緒障害学級在籍の児童生徒の増加により進路が多様化しています。中学校進学における進路相談や卒業後の進路について、就学支援委員会で示された指導・助言を生かす仕組みが必要です。

2 今後の方針

- (1)就学支援委員会を円滑に実施します。
- (2)就学支援の考え方に基づき、就学先に関する専門的な意見に加えて、就学後（進学後）の支援についても助言を行います。
- (3)多様な学びの場を用意し、適切な時期に円滑に学びの場を見直すことができるようになります。また、学びの場の変更後もそれまでの支援の状況が次の学びの場に引き継げるよう、関係機関との連携も含めて、引継ぎのシステムを作ります。
- (4)中学校進学後や高校卒業後を見据えた、指導・助言ができるようにします。

3 具体的な取組

- 就学支援委員会全体 (1)
 - ・学校、保護者への目的周知
 - ・開催回数、運営等の検討
- 就学（入級）後の指導・助言の拡充 (2)
 - ・関係者会議開催の指示：医療、福祉等を含む
- 関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり (3)
 - ・手続き、書式の簡略化
- 特別支援学級担任への進路に関する情報提供 (4)
 - ・就学支援委員会に係る指導助言内容の伝達手段の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学支援委員会全体	実施				→
○就学（入級）後の指導・助言の拡充	実施				→
○関係機関間での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり	検討	実施			→
○特別支援学級担任への進路に関する情報提供	実施				→

【第Ⅱ部 各論】

1－07 【交流及び共同学習】

1 現状と課題

- 通常学級と特別支援学級との交流及び共同学習（学校内交流）では、各学校において個に応じた内容を設定して取り組んでいます。
- 特別支援学級同士の交流（学校間交流）では、小中学校共に地域ごとに活動を計画して進めています。げんきキャンプやげんき交流会といった本市全域の特別支援学級が交流する行事も伝統的に継続しています。ＩＣＴ（ギガタブ）を使ったオンラインによる交流も行っています。
- 市立特別支援学校の交流及び共同学習では、各学校の実情に即して、近隣学校や地域等との交流を継続的に進めています。
- 居住地校交流では、市立及び県立特別支援学校の児童生徒を本市の小中学校が受け入れる交流を行うもので、本人・保護者の希望に基づき実施しています。実施人数や実施回数は増えており、学びの場を見直すきっかけにもなっています。
- 令和元年9月に教育支援課において「交流及び共同学習」のリーフレットを作成しました。学校へ配布し、交流及び共同学習の推進を図っています（資料13参照）。
- 各学校は、居住地校交流に関する実施計画等を作成して取り組んでいます。居住地校交流実施に当たっては、準備や打ち合わせの時間の確保、付添等の安全面の配慮、活動内容等の課題が挙がっています。

2 今後の方針

- (1)特別支援学級の設置率が高まった利点を生かして、特別支援学級を基点として、様々な交流及び共同学習を積極的に進めます。特別支援学校の交流及び共同学習も含め、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育てる教育を推進します。
- (2)地域で共に暮らす障害のある人への関心を広め、学校卒業後も障害のある人が豊かで安心した地域生活が送れるよう、居住地校交流の充実を図ります。
- (3)第3次学校教育推進計画において、交流及び共同学習の実施に係る数値目標を設定し、評価していくことを通して、管理職をはじめ、教職員への理解推進を図っていきます。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習全体（1）
・ガイドラインや実施マニュアルの作成と配付
・教育課程上の位置づけの明確化と個別の指導計画の作成
・異校種間交流の検討・実施の促進
・障害のある人の立場を理解し、共によりよく生活するための方法や工夫を考える授業の推進
- 居住地校交流の充実（2）
・実践事例集作成の検討
・学区に居住する特別支援学校在籍児・保護者との連携（例、学校行事の案内配布等）
- 実施に係る数値目標（年間）への評価（3）
・第3次学校教育推進計画に係る実績評価
・学校内交流：50回／人、学校間交流：7回／校、居住地校交流：150回／全市

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○交流及び共同学習全体	実施				→
○居住地校交流の充実	実施				→
○実施に係る数値目標への評価	実施				→

【第Ⅱ部 各論】

1－08－01 【人的配置】（特別支援教育指導員配置事業、学校訪問相談員派遣事業）

発達障害等で緊急に対応が必要な児童生徒に対して、特別支援教育指導員（以下「指導員」）を配置しています。半期の間、児童生徒の支援をするとともに校内支援体制づくりの支援を行っています。また、実際の学校場面での対応方法や校内支援体制づくりについて指導助言できるよう、学校訪問相談員（以下「訪問相談員」）を派遣します。

1 現状と課題

- 令和3年度は、情緒面や行動面で緊急な対応が必要な児童生徒に対して、前後期で80人に指導員を配置しました。令和4年度には、4人を増員し、前後期で88人に対応できるようにしました。指導員は、担任と協力して、児童生徒の指導に当たります。また、個別の教育支援計画、個別の指導計画作成への協力もしています（資料14参照）。
- 指導員配置校を中心に、特別な支援を必要とする児童生徒への支援方法や校内支援体制づくりについての助言を行う訪問相談員を派遣しています。また、特別支援学級、通常学級、特別支援学校担任への指導や校内研修会の講師等を通して、幅広く特別支援教育について指導助言をしています。令和3年度は6人で407回訪問しました（資料15参照）。
- 指導員に対して、指導員研修を毎月実施し、一人一人の教育的ニーズに応じた対応ができるよう資質向上に努めています。研修では、訪問相談員がスーパービジョンを行っています。
- 指導員配置の希望が、毎期100件ほどあります。
- 指導員配置校以外にも計画的に訪問相談員を派遣し、具体的な指導支援の在り方を助言できるようにする必要があります。

2 今後の方針

- (1)指導員の増員及び訪問相談員の派遣できる時間の拡充を行い、各学校の校内支援体制を整え、教職員が発達障害のある児童生徒への対応力を向上できるようにしていきます。
- (2)指導員の配置を通して、教職員の対応力の向上をこれまで以上に意識し、取組みます。

3 具体的な取組

- 特別支援教育指導員の増員(1)
- 学校訪問相談員の派遣時間増(1)
- 指導員への研修及び担任への助言の充実(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特別支援教育指導員の増員	検討	実施			➡
○学校訪問相談員の派遣時間増	実施				➡
○指導員への研修及び担任への助言の充実	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

1－08－02 【人的配置】

(特別支援教育介助員配置事業、スクールメディカルサポート事業、学校生活サポート事業)

児童生徒の様々な教育的ニーズに的確に応えていくために学校が人的資源を活用し、「チーム学校」で取り組んでいます。當時介助が必要な子どもに特別支援教育介助員（以下「介助員」）を配置しています。また、医療的ケアの必要な児童生徒には看護師（スクールメディカルサポーター。以下「サポート」）の派遣を行っています。学校生活を送る上で必要な支援をするボランティアの交通費の補助も行っています。

1 現状と課題

- 令和4年度の特別支援教育介助員配置事業では、移動・食事・着替え・排泄で當時介助が必要な19校21人の児童生徒に対し、介助員15人を配置しています。令和4年度は実態に応じて週2日～5日配置しています（資料16参照）。
- 令和4年度のスクールメディカルサポート事業では、導尿や吸痰などの医療的ケアが必要な児童生徒5人に対し、訪問看護ステーションも活用しつつ、サポートを7人派遣し、自立に向けた支援を行っています（資料17参照）。
- 指導的役割を担う看護師としてスクールメディカルアドバイザーを配置し、学校と看護師の連絡調整や学校の支援体制への助言、自己対応が可能となった児童生徒のアフターケアを行えるようにしています。
- 平成30年度に設置した「医療的ケア検討会議」を年に2回実施し、本市の医療的ケアの実施状況や児童生徒の状況を確認し、より安全・安心な医療的ケアの実施に努めています。
- 令和3年度の学校生活サポート事業では、肢体不自由や難聴等などで学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを募集し、交通費の補助を行っています。
- 施設の改修や医療的ケアの必要な児童生徒の早期発見や相談体制の構築、施設の改修や人員の確保を確実に行うため、「連携サポートリスト」を作成し、就学前に教育・保育施設と連携しています。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）（令和3年9月施行）を踏まえた、事業運営の理解推進、関係機関との連携の強化が必要となっています。
- 教育的ニーズの多様化への対応を検討する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 様々な教育的ニーズが必要な児童生徒が増えているため、適切な指導や個別の支援のための人的配置を充実させ、より質の高い校内支援体制確立を支援します。
- (2) 医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化を図ります。
- (3) 多様なニーズに応えるため、配置する人員への研修を実施し、資質向上を図ります。

3 具体的な取組

- 各事業運営に係る理解の促進(1)(3)
 - ・説明会や計画的な巡回指導の充実
- 医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化(2)
 - ・特別支援連携協議会等の充実
- 介助員、スクールメディカルサポーター等の資質向上(3)
 - ・各事業における定期的な研修の実施、内容の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○配置説明会や研修会の実施、内容の充実	実施				➡
○医療、保健、福祉、教育等との連携の一層の強化	実施				➡
○各事業における研修の実施、内容の充実	実施				➡

第2章 多様な教育的ニーズに応じるための教職員の専門性の向上

第1節 研修

第2節 研究

第3節 特別支援教育コーディネーター

第4節 特別支援教育エリアコーディネーター

【第Ⅱ部 各論】

2-01-01 【研修（養セ等研修）】

1 現状と課題

- 令和3年度は、特別支援教育担当者を対象として、下記の研修や会議を行いました。
- ・教育支援課：特別支援学級担当者研修（全体研修・エリア（区ごと）研修）、
通級指導教室担当者研修（（障害種別）研修）、
特別支援学級・特別支援学校担当者会議、通級指導教室担当者会議、
教育課程研究協議会、計画訪問（年間30校）、要請訪問（希望校）
 - ・養護教育センター：基本研修5講座（新任特別支援教育担当者（特別支援学級、通級指導教室、特別支援教育コーディネーター））、専門研修35講座（希望者 資料18参照）、
ビフォア研修（講師）、スキルアップ研修（夜間講座 希望者）、
福祉連携出前講座（モデル研修）、トワイライト相談（教職員の相談）、
学校訪問相談（希望校 授業参観とケース会議）、要請訪問（希望校）
 - ・教育センター：初任者研修、リレー研修（2, 3年目研修）、5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、（11年目研修）に特別支援教育の内容を盛り込んでいます。
- 県主催の研修や国立特別支援教育総合研究所主催の研修及び「学びラボ」を紹介しています。
- コロナ禍により、授業研究が難しい状況でしたが、ギガタブを用いての研修を工夫しています。
- 令和4年7月の教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正による免許更新制が廃止に伴い、
教職員の研修等に関する記録の作成が求められており、新たな研修制度が必要になっています。
- 令和4年度特別支援学校教諭免許状の取得率については、特別支援学級担当者は54.2%、通級指導教室担当者は52.3%です。

2 今後の方針

- (1) 「千葉県・千葉市教員等育成指標」及び本市の教職員研修体系に基づき、キャリアステージに応じた専門性を高めていくように研修内容をさらに検討・充実させていきます。
- (2) 教職員のニーズに応じた研究内容を検討・充実させていきます。
- (3) 特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。

3 具体的な取組

- キャリアステージに応じた研修内容の充実(1)
- ・キャリアステージごとの研修内容の見直しと研修履歴システム構築の検討
- ニーズに応じた研修の実施(2)
- ・教職員のニーズに応じるための担当者会議における伝達、周知内容の検討
 - ・養護教育センターにおける専門研修の充実
 - ・養護教育センターにおいてトワイライト相談（教職員の相談）、学校訪問相談を実施
- 特別支援教育の免許状の所有率向上のための免許法認定講習の受講の推奨(3)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○キャリアステージに応じた研修内容の充実	検討	実施			➡
○ニーズに応じた研修の実施	実施				➡
○特別支援学校教諭免許状の取得を推進	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

2-01-02 【研修（ブロック研修）】

1 現状と課題

- 特別支援学級等の拡充に伴い、経験年数の少ない特別支援教育担当者の専門性の向上を目指して、各区と通級指導担当の研修推進委員が、研修計画を立て、実施しています（資料19参照）。
- 特別支援教育の動向や教育活動全般に関する情報伝達や地域や通級指導教室毎に実施する教育実践力の向上に関する研修を実施しています。
- 授業研究は、学級の規模や学校種、障害種等によって、各々の担任のニーズが異なるので、ブロックの細分化や特別支援学級担当と通級指導担当の連携等、効果的な実践が求められています。
- 現在の研修回数や方法では、学んだ成果の実施と振り返りの機会としては十分ではないという意見があります。日常的に教育実践等の交流できる教職員のネットワークづくりが求められています。

2 今後の方針

- (1)教職員のネットワークの構築し、教職員同士が互いに学び合える環境整備を進めていきます。
- (2)教職員の研修ニーズに対し、より迅速かつ継続的な研修が実施できるようにエリア方式による研修を進めていきます。
- (3)教職員が必要な時に、教育実践や教育相談等の情報を入手できるように特別支援教育関連情報の整備をします。
- (4)学校が主体となって特別支援教育に関する教職員の資質・能力の向上機会の設定を支援する制度を整備します。

3 具体的な取組

- 教職員のネットワークの構築(1)
 - ・特別支援教育担当の強みや関心等を整理したリストの作成
 - ・定期的に情報交換を行うための体制整備
- エリア方式による研修の実施(2)
 - ・特別支援教育担当者の研修ニーズに基づく効果的な研修の実施
 - ・エリア内の教職員による定期的な研修機会の設定
 - ・ブロック研修推進委員による研修内容の検討
- 特別支援教育に関する情報の収集と整理(3)
 - ・教育実践や教育相談等の知見の共有のための情報の整備
 - ・教員の研究、研修実績等の情報の整備
- エリアの強みを生かした研修の実施(4)
 - ・研修における特別支援教育エリアコーディネーターの活用
 - ・校内の事例検討会における通級指導担当の活用

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教職員のネットワークの構築	実施	実施	実施	実施	実施
○エリア方式による研修の実施	実施	実施	実施	実施	実施
○特別支援教育に関する情報の収集と整理	検討	実施	実施	実施	実施
○エリアの強みを生かした研修の実施	配置区 のみ	実施	実施	全区 実施	実施

【第Ⅱ部 各論】

2-02 【研究】

1 現状と課題

- 養護教育センターでは、千葉市の特別支援教育における課題を明らかにするため、基礎的専門的な調査研究を行い、その成果を普及してきました。
- この5年間に研究で取り組んできた内容は以下の通りです（資料20参照）。
- 平成29・30年度：LD等通級指導教室へのタブレットPC導入に係る活用の在り方と効果測定
平成31・令和2年度：チーム力をより高める校内支援体制の在り方
令和3年度：特別支援学級担任への支援の充実を目指して
- 特別支援教育をさらに推進するため、各種マニュアルやツールの開発・普及を進めていくことが求められています。調査研究における成果物を、指導者向けのマニュアルや研修用テキストとして活用していきます。
- 特別支援教育担当者のニーズや、特別支援教育担当者に身に付けてほしい力（身に付けたい専門性）・課題を明確にし、それらに沿った研究に取り組んでいく必要があります。
- 養護教育センターや特別支援教育担当者がこれまでに取り組んだ研究の内容について、情報を収集、整理し、必要な時にすぐにアクセスできるようにします。
- 研修受講歴をデータ化し、受講歴から個々の得意分野や強みを把握して研修の講師等を依頼したり、受講者のニーズを把握して研修・研究内容の充実につなげたりしていくことが望れます。

2 今後の方針

- (1)特別支援教育推進に必要となる様々なツールを開発し活用を促したり、研究の成果物の周知を図り研修等で活用したりします。
- (2)特別支援教育担当者のニーズ調査の結果や、特別支援教育の今日的課題、特別支援教育担当者に必要な専門性を踏まえて研究を進め、成果を分かりやすく周知します。
- (3)養護教育センターが、特別支援教育に関わる関係機関や教育センターと連携し、研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備に取り組みます。

3 具体的な取組

- マニュアルやツールの開発・成果物の活用 (1)
・各種研修会にてテキストとして活用できるマニュアルやツールの開発
・各種会議にて成果物を周知
- 特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施 (2)
・アンケートや研修を通して研修・研究ニーズを把握
・特別支援教育にかかわる有識者に意見を求める機会の設定
- 研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整備 (3)
・養護教育センターの研究、現場研究、長期研修、ブロック研修等、所管が異なる研究・研修の内容を把握するための情報の収集と整理

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○マニュアルやツールの開発・成果物の活用	実施				➡
○特別支援教育担当者のニーズや実態、課題に沿った研究の実施	実施				➡
○研究内容や研修受講歴等の情報の収集と整理	検討	実施			➡

【第Ⅱ部 各論】

2－03 【特別支援教育コーディネーター（※以下「特支C○」とします。）】

1 現状と課題

- 特支C○の役割は多岐にわたり、特に、通常学級在籍の特別な教育的ニーズのある児童生徒に係る校内支援体制の構築や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成等の推進を担っています。
- 本市では、特別支援学級や通級指導等、特別支援教育へのニーズが高まっています。他方、校内の特別支援教育の推進役である特支C○は、毎年1／3程度が入れ替わっている状況があります。
- 特別支援教育に係る知見だけでなく、保護者対応や連絡調整といった面でのスキルも必要であり、学級担任や養護教諭等との兼務も鑑み、それぞれの役割に応じた特別支援教育に関する専門性の向上が求められています。
- 特支C○の抱える特別支援教育に特化した相談に対して、管理職を含め、対応できる職員が少ないため、校内支援体制への助言や支援を行う必要があります。校外からの特支C○の支援や人材育成等の対応が急務となっています。

2 今後の方針

- (1) 特支C○の役割を明確化し、必要な情報や手段を効果的に教示、提示することで、学校間で差が生じない特別支援教育の推進を目指します。
- (2) 特支C○の抱える相談に対して、管理職の支援が得られるような啓発や特別支援教育エリアコーディネーターや近隣特支C○との連携が図れるような体制づくりを目指します。

3 具体的な取組

- 特支C○研修の充実(1)
- ・特支C○連絡協議会や新任特支C○研修、特支C○実践講座等の実施
- 管理職や特別支援教育エリアコーディネーターによる校内支援体制の充実(1)(2)
- ・特支C○の円滑な業務遂行を目指した管理職研修等での啓発
- 特別支援教育エリアコーディネーターとの連携(2)
- ・特別支援教育エリアコーディネーターと特支C○の連携を促進する制度の構築

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○特支C○研修の内容精査	実施				➡
○管理職研修等での周知・啓発	実施				➡
○特別支援教育エリアコーディネーターとの連携	配置区 のみ			全区 実施	➡

【第Ⅱ部 各論】

2-04 【特別支援教育エリアコーディネーター（※以下「エリアCo」とします。）】

1 現状と課題

- 特支Coや特別支援学級の担任等、特別支援に係る相談を学校から受け、訪問相談や授業参観等を通して、指導や助言を行い、学校支援を行っています。
- 令和元年度より、モデル事業として開始し、配置拡充を行っています。令和3年度より、市立特別支援学校の地域支援コーディネーターも加わり、相談等に応じています（資料21参照）。
- 事業拡充に伴い、連絡会や研修会等、エリアCo間で共通理解を図る必要性が高まっています。
- 特別支援教育に特化した教職員の相談に応じるため、特支Coのみならず、管理職や特別支援学級等の担当者の研修会等において、効果的な事業の周知が必要です。

2 今後の方針

- (1)エリアCoの全区拡充を目指しながら、その業務内容を明確化し、適切に事業周知することで、効果的、効率的な相談支援体制の構築を図ります。
- (2)エリアCo事業の拡充と併せて、エリアCo対象の連絡会や研修会を行うことで、エリアCoを支援する体制を確立していきます。また、専任化に向けての検討も進めていきます。

3 具体的な取組

- エリアCoの全区配置(1)
- エリアCoマニュアルの作成(1)
 - ・エリアCoの業務内容や活用方法等を明確化したマニュアルの作成
 - ・管理職や特支Co、教育相談担当者等の研修での事業周知と活用の推進
- エリアCoの人材育成や支援体制の構築(2)
 - ・エリアCo間の情報交換を中心とした連絡会の実施
 - ・特別支援教育を専門とする高等教育機関や医療福祉等の外部機関を講師とした研修や学校種、障害種を越えた事例検討会の実施
- エリアCoの専任化の検討(2)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○エリアCo全区配置	拡充 検討				→
○エリアCoマニュアルの作成	作成	→	実施	→	
○エリアCoの人材育成や支援体制の構築	実施			→	
○エリアCoの専任化の検討	検討				→

第3章 安心をつなぐ相談・連携体制の構築

- 第1節 就学相談
- 第2節 教育相談
- 第3節 個別の教育支援計画・個別の指導計画
- 第4節 連携に関する会議・ネットワークづくり
- 第5節 ライフステージにおける関係機関との連携

【第Ⅱ部 各論】

3－01 【就学相談】

1 現状と課題

- 療育センター等の専門機関にて支援を受けている等、就学前の子どもが安心して入学できるよう に、養護教育センター等での就学相談を行い、入学先の学校との連携に努めています。
- 療育センターと養護教育センターは連携会議をもち、情報交換をしています。民間事業所等で療育 を受けている子どもたちからの就学相談も増えており、連携が必要です。
- 千葉市近隣には知的障害の他、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱の特別支援学校 があり、センター的機能として就学相談に応じています。役割分担を明確にしながら、保護者への 情報の提供や相談機関同士の連携を密にしていく必要があります。
- 特別な支援が必要な子どもの就学に関する相談は、養護教育センターと教育支援課、第二養護学校 や県立特別支援学校などを窓口に対応しています。本人、保護者が安心して就学に関する相談ができるように、就学相談に関する周知を行う必要があります（資料22参照）。

2 今後の方針

- (1)特別な支援が必要な子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を受けられる 学びの場を考えていきます。
- (2)保護者の意向を最大限に尊重しつつ、子ども本人の教育を第一に考えます。
- (3)特別支援学校や民間事業所と情報共有をする等の連携を図ります。
- (4)就学前関係機関との連携を強めて、就学に関する正確な情報を必要とする全ての保護者等に伝わ るように努めます。

3 具体的な取組

- 就学に関する情報の共有化(1)(2)
・就学前に関わる関係機関への就学相談の流れに関する周知
・各学校にて、保護者、就学前施設の関係者と支援の在り方等に関する共通理解を図る場の設定
- 関係機関との連携(3)
・養護教育センター、療育センター、大宮学園、特別支援学校、民間事業所 等
- 就学説明会の周知(4)
・ホームページで広く周知、就学児が受診している医療機関等への周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○就学に関する情報の共有化	実施				→
○関係機関との連携	実施				→
○就学説明会の周知	検討	実施			→

【第Ⅱ部 各論】

3－02 【教育相談】

1 現状と課題

- 特別な支援が必要な子どもの相談は、養護教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等が主として対応しています。また、不登校については、主に教育センターが相談を受けています。児童相談所や青少年サポートセンター等が対応している場合もあります。
- 市内に多様な障害の状態に対応した特別支援学校があります。それぞれの特別支援学校のセンター的機能として、各校にて教育相談を行っています。
- 養護教育センターは主に学齢期の児童生徒の相談を担っています。保護者からの相談を受け、学校への指導・支援等を行います（資料23参照）。
- 近年、不登校の相談が増えており、教育支援課、教育センター、青少年サポートセンター等と連携を図らなければならないケースがあります。
- 複数の場所で相談を行うことができるため、関係機関をまたがって相談、支援を行うためには、関係機関同士の連携を図る必要があります。

2 今後の方針

- (1) 各相談機関（養護教育センター、教育センター、療育センター、発達障害者支援センター、障害者基幹相談支援センター等）の連携を強めます。
- (2) 各相談機関の担当者とは、研修等を通じて連携を図ります。
- (3) 不登校の相談について各関係機関との情報の共有を図り、連携を強めます。

3 具体的な取組

- 教育相談に係る連携会議の開催(1)
- 相談担当者への研修を通じての連携(2)
- 不登校に係る関係機関との連携(3)
 - ・教育センターとの連携、相談体制の構築
 - ・放課後等デイサービス、青少年サポートセンター、フリースクール等との連携
 - ・高等学校段階での相談機関との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○教育相談に係る連携会議の開催	実施	実施	実施	実施	実施
○相談担当者への研修を通じての連携	実施	実施	実施	実施	実施
○不登校に係る関係機関との連携	実施	実施	実施	実施	実施

【第Ⅱ部 各論】

3－03 【個別の教育支援計画・個別の指導計画】

1 現状と課題

- 就学前は、ライフサポートファイルまたは個別の教育支援計画（幼保版）を作成し、支援ニーズのある子どもの支援や実態について、共通理解を図っています。
- 小学校入学後は、個別の教育支援計画を作成します。必要に応じて、個別の指導計画も作成します。校内や学校間（保育園や幼稚園から小学校、小学校から中学校）で引継を行っています。
- 作成後や引継いだ後の効果的な活用の仕方、書き方や内容の周知等の充実を図る必要があります。
- 本人、保護者と学校関係者とが、特別な教育的ニーズや合理的配慮について合意形成を図り、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成を行います。その際、在籍する学校にて、一人一人の実態把握や個々の教育的ニーズに応じた支援を検討できるよう学校体制を支える必要があります。
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例が示されています。各学校等で必要に応じて様式の変更も可能です。より円滑に引継ができるようを研修する必要があります（資料24参照）。

2 今後の方針

- (1)作成や活用について周知し、共通理解を図ります。
- (2)作成の際にはエリアC'oによる助言や特支C'oの協力等を得たり、作成後には校内支援委員会において最終確認を行えたりする体制づくりを行います。
- (3)書式が異なる場合の引継ぎのポイントについて周知します。

3 具体的な取組

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成や活用についての周知と共通理解(1)
 - ・特別支援学級担当者研修や特支C'o研修において、作成方法や実用的な活用の仕方に関する研修の実施
 - ・特支C'oや特別支援学級担任等を対象とした「個別の教育支援計画説明会」を開催し、幼保の教諭や保育士、子どもルーム、アフタースクール担当等の参加も募ることで、引継ぎなどの活用の重要性を周知
 - ・管理職、通常学級の担任、養護教諭、スクールカウンセラー等への周知
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画の共同立案、作成(2)
 - ・エリアC'oによる各学校の特支C'o支援の実施
 - ・近隣校の担任同士の交流機会の設定
- 引継内容の周知と引継方法の検討(3)
 - ・各種研修会において引継内容等を周知
 - ・地域の幼保小中学校において情報交換を行うことを周知
 - ・負担の小さい引継方法の検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○作成や活用について周知・共通理解	検討	実施			→
○共同立案、作成	実施				→
○引継内容の周知と引継方法の検討	検討	実施			→

【第II部 各論】

3－04 【「連携」に関する会議・ネットワークづくり】

1 現状と課題

- ライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのため、千葉市では平成27年度に「特別支援連携会議」を立ち上げました。令和元年度には、特別支援の一層の充実・発展を目指し、親の会・就労・医療の代表も加え、名称を「特別支援連携協議会」と変更し各機関や専門家が集まり、千葉市の特別支援の方向性を多方面から検討する場となっています（資料25参照）。
- 特別支援連携協議会では、乳幼児期、学齢期から社会参加までのライフステージごとの相談窓口を示した「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」を、平成29年度に作成しました。引き続き毎年の更新により一層の周知を図る必要があります（資料26参照）。
- 令和2年度より、各区に千葉市障害者基幹相談支援センターが開設され、教育委員会や特別支援学校も連携を図っています。
- 「特別支援連携協議会」で検討された内容を実現するために、年間3回の「特別支援連携協議会実務担当者会議」を開催し協議をしています（資料27参照）。今後は、各部署の実務担当者との連携をより密にし、内容に応じて適宜会議を開き協議を進め、具現化に向けて取り組んでいくことが必要です。

2 今後の方針

- (1)「特別支援連携協議会」で、幼少期から学齢期、成人期への円滑な移行のために教育・医療・福祉の正確な情報共有や連携の充実を図ります。
- (2)取組に応じた関係部署同士のより密な連携を通して、情報共有や新たな取組の実現を図ります。
- (3)各区にある「基幹相談支援センター」と協力し、必要な情報が得られたり受けられたりするように情報を共有し、連携を進めます。

3 具体的な取組

- 会議の継続と充実(1)(2)
 - ・「特別支援連携協議会」で千葉市の特別支援の方向性を検討（年1回開催）
 - ・「特別支援連携協議会実務担当者会議」で、関係部署の実務担当者が方向性実現のための会議を随時開催
 - ・「特別な支援が必要な方の総合案内パンフレット」の更新と周知
- 各ライフステージにおけるネットワークの充実(3)
 - ・対象となる方の必要な支援に関する医療、福祉等の関係機関との連携の充実

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○会議の継続と充実	実施				➡
○各ライフステージにおけるネットワークの充実	実施				➡

【第Ⅱ部 各論】

3－05 【ライフステージにおける関係機関との連携】

1 現状と課題

〈乳幼児期（就学前施設～小学校）〉

- 乳幼児健診（1歳半、3歳）での早期アセスメントにより、保護者は早期から療育機関で発達相談や就学相談ができます。また、ライフサポートファイルまたは個別の教育支援計画で、子どもの発達を支援しています。就学は、養護教育センターが教育的ニーズに応じた学びの場について情報提供し、就学先の学校とのよりよい接続を図っています。
- 医療的ケアや施設改修が必要な子どもの円滑な就学のため「連携サポートリスト」の作成を依頼し、関係機関との情報共有を図っています。
- 医療的ケア児の就学時には、教育・保育施設と小学校の養護教諭、中学校進学時には、小中学校の養護教諭による引継ぎを行っています。
- 小学校への引継ぎは教育・保育施設や施設職員に、「個別の教育支援計画の説明会」を行って周知しています。教育・保育施設においても、早期作成ができるような手立てを提示していく必要があります。

〈学齢期（小学校・中学校）〉

- 教育・保育施設から小学校、小学校から中学校への引継ぎは、「個別の教育支援計画」を活用しています。
- 放課後に子どもルームやアフタースクールを利用している場合があります。適切な支援のために「個別の教育支援計画」を基にした連携・活用の仕組みづくりが必要です。
- 学校は、児童生徒が利用している全ての放課後等デイサービスを掌握しきれていない現状があります。学校と事業所が連携して支援をするために、情報共有を進める必要があります。

〈学齢期（中学校～高等学校）〉

- 中学校から市立高等学校へは、「個別の教育支援計画」を基にした引継ぎが行われ、高等学校でも継続した支援が続けられるようにしています。
- 市立高等学校では通級指導教室の開設により、校内支援体制づくりが進みました。通級指導担当者は、養護教育センターと連携をしています。
- 進路指導は、生徒の障害特性への対応や家庭の理解などの様々な課題があります。ケースによっては卒業後も関係機関が情報共有し、継続した支援をする必要があります。保護者に卒業後の相談機関の紹介や、保護者の承諾を得て関係機関で引き継ぐことも重要です。

〈青年期（高等学校・高等部終了段階）〉

- 千葉障害者就業支援キャリアセンター（以下、キャリアセンター）は、就労支援をしています。「千葉県障害者就労・生活支援センター連絡協議会」を定期的に開催しています。また、千葉市の特別支援学校・病院・事業所・教育委員会と年間6回の「千葉市圏域地域意見交換会（ネットワーク会議）」を開いています。千葉市としての移行支援や就労支援の充実をめざし、令和元年度よりキャリアセンターを千葉市特別支援連携協議会委員としました。
- 自立した生活を送るための支援や、離職を防ぐ取組が十分ではないことがあります。また、卒業後に障害福祉サービスや相談機関を利用してから自立を目指すこともあります。卒業後の相談機関等の周知や引継ぎを図っていく必要があります。

【第II部 各論】

2 今後の方針

- (1) 福祉制度の利用の仕方や他機関との連携について、市立高等学校への周知を図ります。
- (2) 教職員の研修の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への理解と支援や共生社会について、理解を深め、一層の専門性の向上に努めます。
- (3) 放課後等デイサービスや子どもルーム、アフタースクール等での個に応じた支援が充実する取り組みを行います。
- (4) 市立高等学校においては、支援が必要な生徒について中学校から高等学校への引継ぎを個別の教育支援計画を基に行い、入学後の学習や生活が充実するように取り組みます。

3 具体的な取組

○福祉サービスとの連携(1)(2)

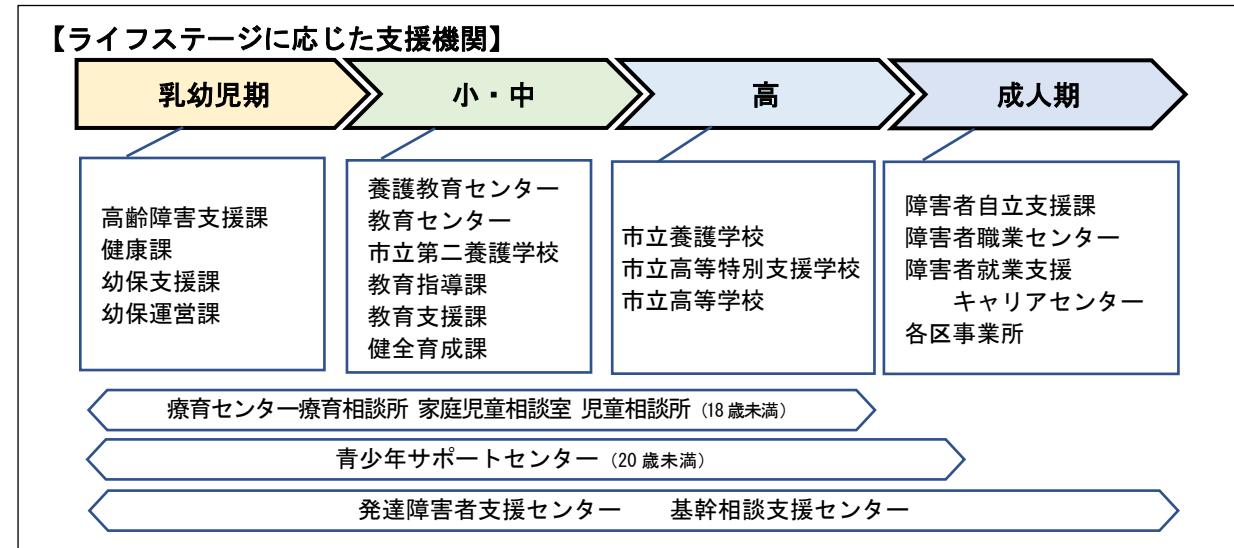
- ・「連携サポートシート」を活用した情報共有
- ・障害のある子どもに係る福祉制度や他機関との連携について学校へ周知
- ・「学校・放課後等デイサービス連携シート」の作成と活用
- ・学校の枠を越えた連携の推進

○個別の教育支援計画の活用の充実(3)(4)

- ・教育・保育施設から学校への個別の教育支援計画を基にした引継ぎの周知と活用の推進
- ・子どもルームやアフタースクールへの個別の教育支援計画の引継ぎと情報共有の啓発

○県・市教育委員会や関係機関との連携 (5)

- ・高等学校で個別に支援が必要な生徒への理解や支援の充実
- ・卒業後の福祉や就労に関する相談窓口の周知
- ・ネットワーク会議への参加



4 具体的な取組の目安

具体的な取組	R5	R6	R7	R8	R9
○福祉サービスとの連携 (放課後等デイサービス)	実施				→
○個別の教育支援計画の作成と活用	実施				→
○県・市教育委員会や関係機関との連携	実施				→

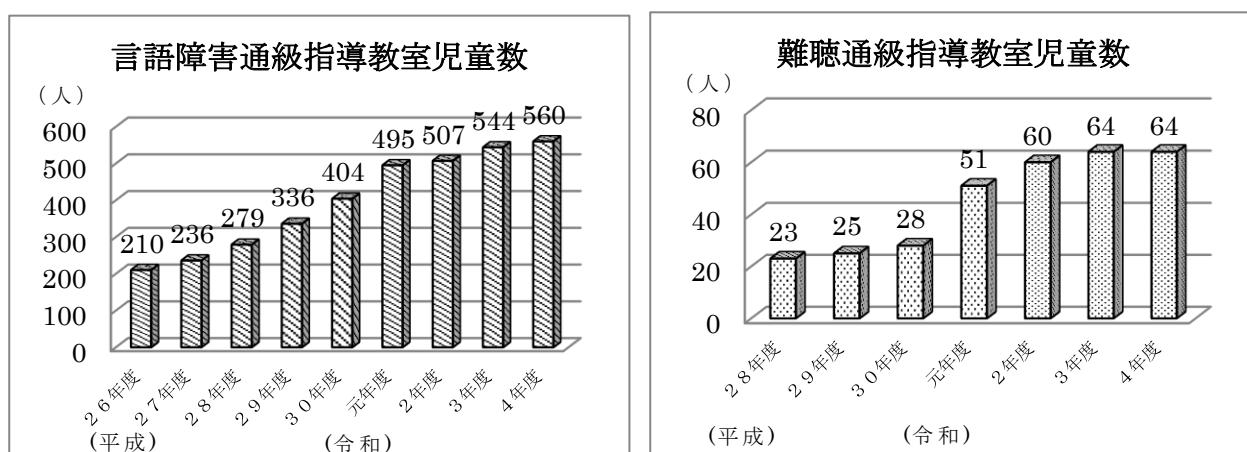
【關係資料】

【關係資料】

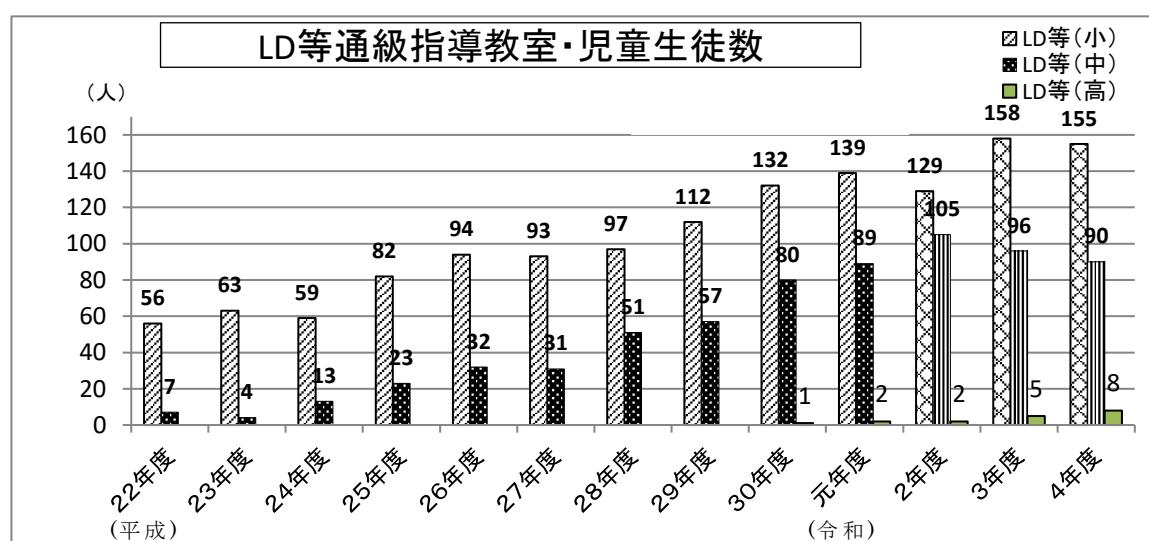
【関係資料】

I 統計資料・各種データ

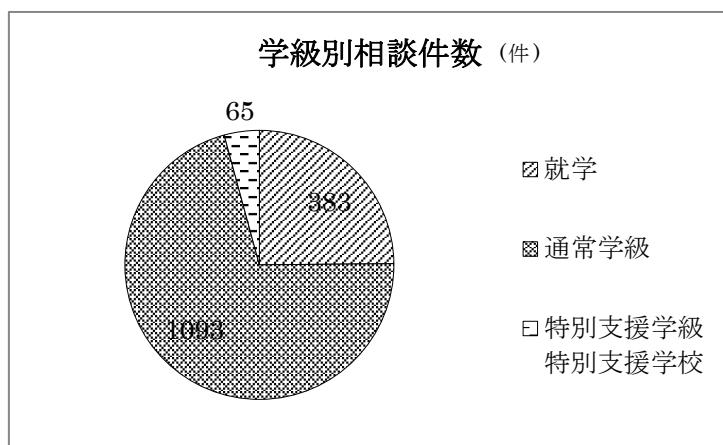
資料 1 言語障害・難聴通級指導教室の児童数の推移 (令和 4 年 5 月 1 日現在)



資料 2 LD 等通級指導教室生徒数の推移 (令和 4 年 5 月 1 日現在)



資料 3 養護教育センターにおける学級別相談件数 (令和 3 年度)



【関係資料】

資料 4 合理的配慮 リーフレット

どのように進めれば よいでしょう？

合理的配慮の提供には、本人・保護者との共通理解（合意形成）が大切です。下記は一例です。個々の実態に応じて進めます。

実態把握・配慮の申し出
本人・保護者と、必要な配慮・支援について相談をします。
例：一斉の指示が聞き取れず、各教科の課題が提出できずに困っています。

合意形成
本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援を話し合い決定します。

【個別の教育支援計画】策定・個別の指導計画作成
決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

合理的配慮に基づく配慮・支援
実際の学校生活中で、決定した配慮・支援を行います。
例：各教科で出た課題を一覧表にして子どもに渡します。

評価・調整
必要に応じて、提供した配慮・支援の変更や調整を行います。
※【個別の教育支援計画とは】障害のある子どもを関係機関が連携して支援するための計画です。

お問い合わせは 千葉市養護教育センター ☎ 277-0101
〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3 (<http://www.cabinet-cbc.ed.jp/youse/index.html>)

インクルーシブ教育システム構築に向けて

学校において 合理的配慮をすることが必要になります。

学校における合理的配慮とは
障害のある子どもの学校生活を充実させるために、その子どもに合った必要な配慮や支援を、過度な負担がない範囲で学校が行なうことです。

合理的配慮って 例えばどんなこと？

教室の中の合理的配慮

- ことばだけでの理解が難しい子どもに、
絵や写真カード、ICT機器を活用する。
- 聞こえにくさがある子どもに、
英語のヒアリングで音のボリュームを調整
- 人前での発表が苦手な子どもに、
レポートなどの代替措置をする。
- 見えにくさがある子どもに、
席を配慮して黒板が見えやすいようにす

これらのように、合理的配慮は新しいものを0（ゼロ）から始めるのではなく、今まで私たちが実施してきた配慮や支援も含まれるのである。

*具体的な事例等は、インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB） 国立特別支援教育総合研究所HP参照。

インクルーシブ教育システム構築とは？
障害者等が積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、国連で「障害者の権利に関する条約」が作られました。その実現に向け、文部科学省では、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム構築」を推進しています。そのため、合理的配慮の提供などの特別支援教育の充実が求められています。

学校における合理的配慮のポイントは？

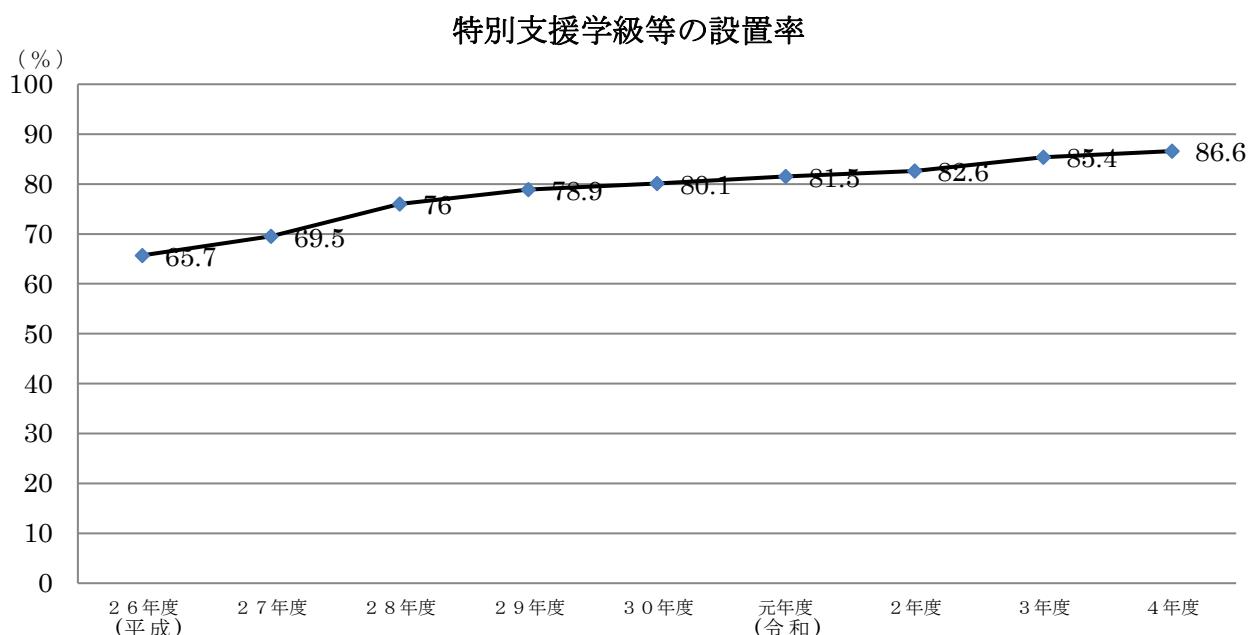
- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるため、可能な限り提供します。
- 過度の負担（金銭的、人的、物的等）を課さないものです。
- 必要とされている配慮は何か、何を優先して提供するかは個々によって違うので、共通理解「合意形成」を図る必要があります。
→ 個別の教育支援計画へ明記すること（裏面参照）が重要です。
- 障害のある子への支援は、国及び地方公共団体が環境面の整備「基礎的環境整備」を行ないます。これは「合理的配慮」の基礎となるもので、8項目からなっています。

合理的配慮と障害者差別解消法との関連は？
この法律は、障害を理由とする差別をなくすことでの、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目的としています。（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います）そのため、合理的配慮を行うことが求められます。

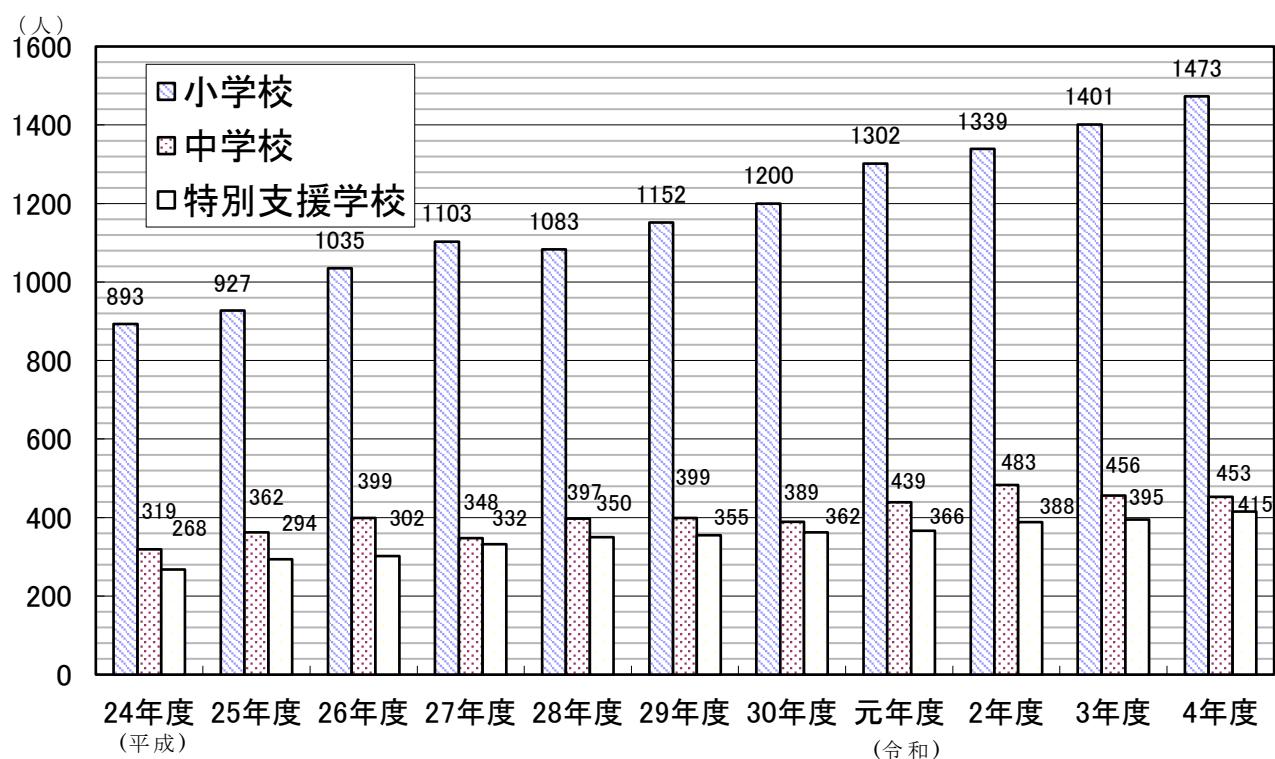
どんなことが 差別になるの？
例えば、
○聴覚障害のある子どもに、全く配慮せずに声だけで話し続けること。
○発達障害により人前での発表が困難な子どもに、何の手立てもせず発表を強いること。
○肢体不自由のある子どもに、体育の授業で走る距離の配慮や扱いやすい運動器具の工夫等をしないことなど。

【関係資料】

資料 5 特別支援学級等の設置率 (令和 4 年 4 月 1 日現在)

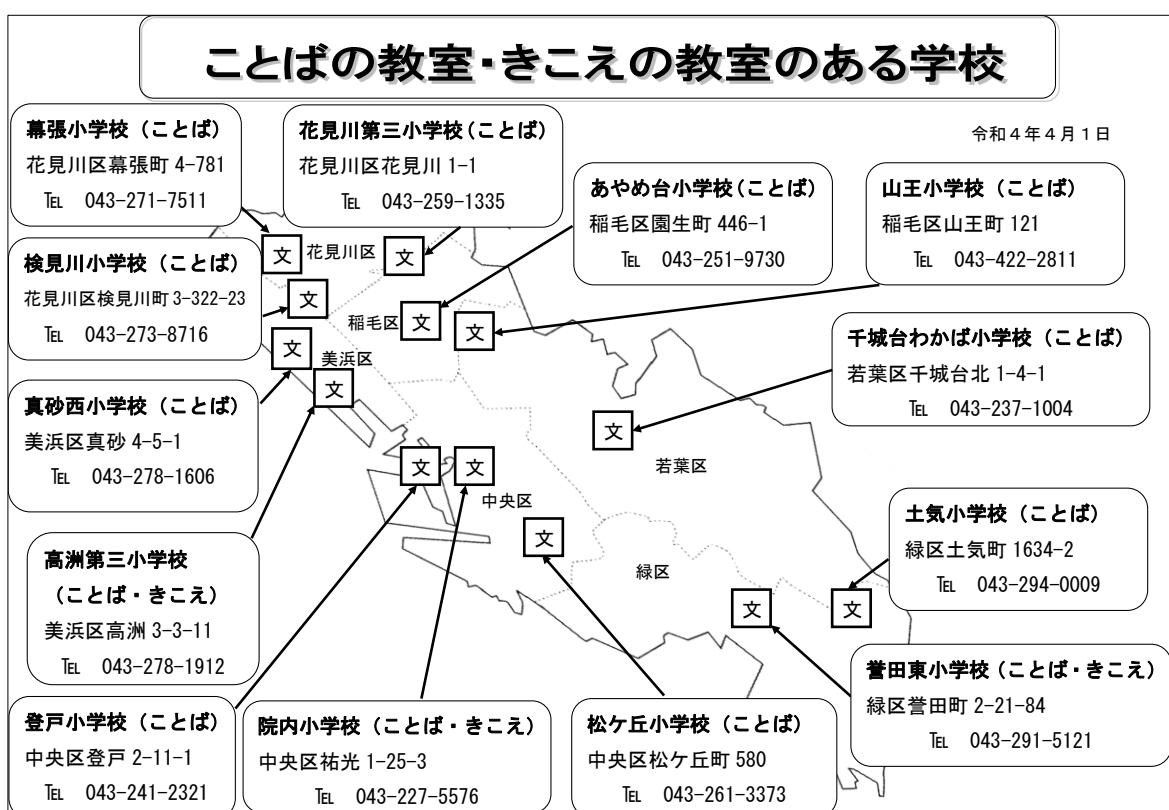


資料 6 過去 10 年間の特別支援学級等の在籍児童生徒数 (通級指導教室も含む)

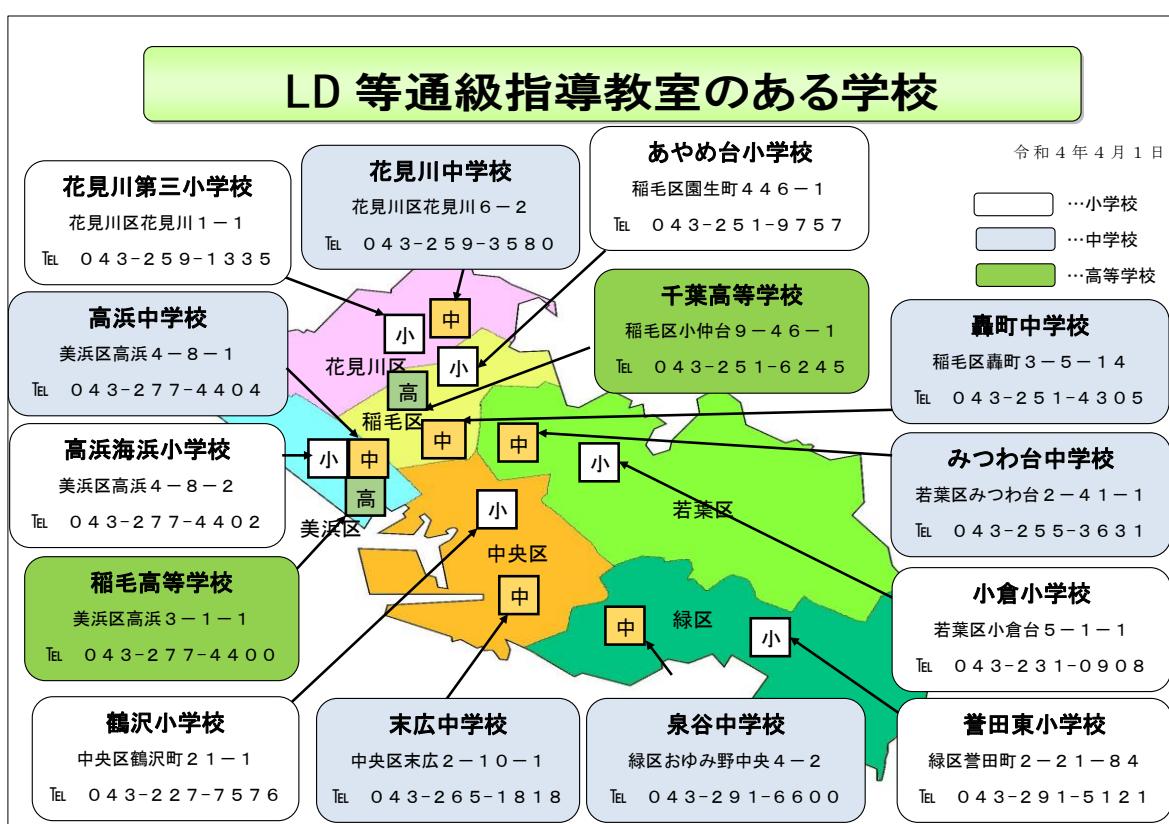


【関係資料】

資料 7 言語障害・難聴通級指導教室の設置状況 (令和4年4月1日現在)



資料 8 LD等通級指導教室の設置状況 (令和4年4月1日現在)



【関係資料】

資料 9 特別支援学校児童生徒数 (令和4年5月1日現在)

		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
第二養護学校	学級数	13	17	18	21	21	22
	児童数	74	78	72	86	89	98
養護学校 中学部	学級数	11	10	12	14	13	14
	生徒数	45	46	60	62	65	68
養護学校 高等部	学級数	21	22	22	22	24	24
	生徒数	142	145	141	145	146	156
高等特別支援 学校	学級数	12	12	12	12	12	12
	生徒数	94	92	92	94	95	93

資料 10 市立特別支援学校の進路状況 (人)

学校名		市立養護学校					高等特別支援学校				
分類	細目	H29	H30	R1	R2	R3	H29	H30	R1	R2	R3
就職	就職	12	11	9	5	3	24	22	23	15	25
各種専門校等	障害者職業能力開発校(技専)	0	0	0	2	0	1	1		2	2
障害福祉サービス	生活介護	11	8	19	18	14					
	短期入所	2	1	0	0	0					
	就労移行支援	9	6	2	4	6	1	2	2	5	2
	就労継続支援A型	1	1	0	0	3	2		1	1	1
	就労継続支援B型	7	14	13	15	11				1	
通所施設等(ワークホーム等)		1	0	1	0	0			2		
自立訓練		1	2	2	7	2					1
その他(未定・在家庭)		5	4	2	1	1	3	3	1	6	1
計		49	47	48	52	40	31	28	29	30	32

【関係資料】

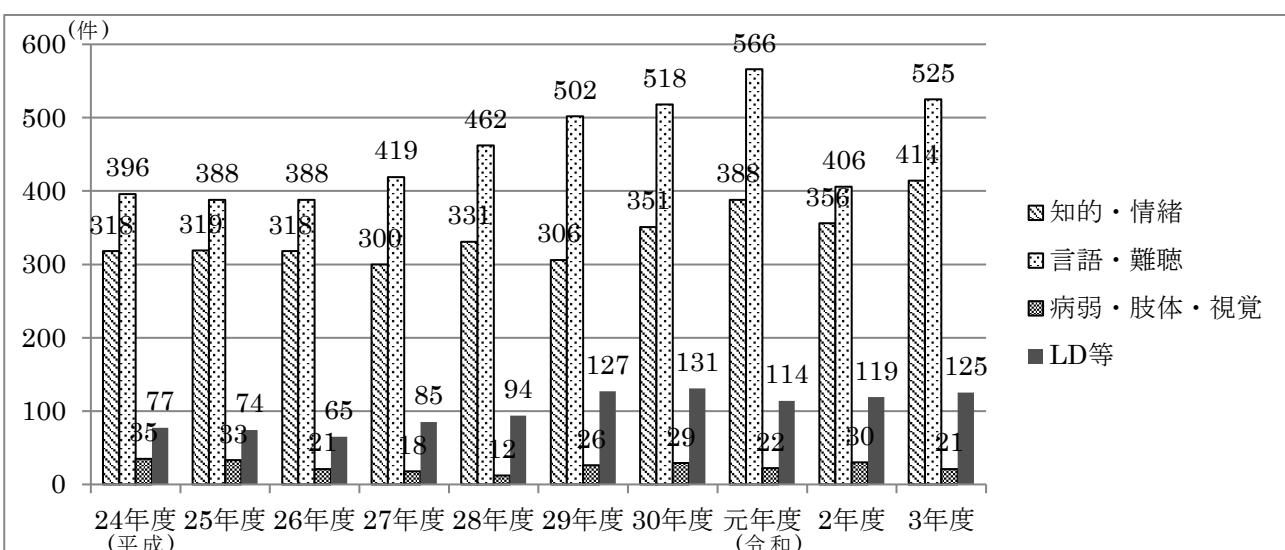
資料 11 就学支援委員会開催予定（令和4年度）

【令和4年度 就学支援委員会 開催予定】

令和4年4月1日

回	5/13(金)13:30~: 全体会 千葉市養護教育センター													
	知的・自閉症・情緒部会 13:30~			言語・難聴部会 9:00~			病虚弱部会 15:00~			肢体不自由・視覚障害部会 13:30~			LD等部会 13:30~	
1	5月13日 14:30~	金	千葉市養護教育センター	5月13日 14:30~	金	千葉市養護教育センター	6月22日	水	千葉市養護教育センター	10月6日 木	千葉市養護教育センター	6月10日 金	千葉市養護教育センター	
2	7月1日	金		6月9日	木		11月9日	水		11月10日 視覚障害はこの 回のみ実施		8月26日 金		
3	9月21日	水		6月30日	木		2月1日	水		1月12日 木		9月30日 金		
4	10月28日	金		9月15日	木							12月9日 金		
5	11月25日	金		11月17日	木							2月3日 金		
6	1月27日	金		12月15日	木									
7				2月16日	木									

資料 12 就学支援委員会審議件数



【関係資料】

資料 13 交流及び共同学習リーフレット

「より社会に向かって学校外の取組へ」

交流及び 共同学習

交流及び共同学習は、特別支援学級や特別支援学校の児童生徒が通常学級の児童生徒とともに活動することで双方の児童生徒の経験を広げ、社会性や豊かな心を育てる重要な教育活動です。
共同学習においては、教科のねらいを達成する側面も持っています。
特別支援学級や特別支援学校の児童生徒にとって、集団生活を通して社会性を育むことができ、通常の学級の児童生徒にとっては、障害のある人に対する理解を深めることや思いやりの気持ちなどの豊かな心を育みます。

学校内における「交流及び共同学習」 居住地校における「交流及び共同学習」

「交流及び共同学習」を開始する手続き

ここでは初めて外部の学校等と「交流及び共同学習」を行う場合を想定した基本的な手続きの流れを紹介します。

① 特別支援学校での検討
② 相手校への連絡・調整・説明
③ 正式依頼
④ 事前打ち合わせ
⑤ 実施

① 特別支援学校での検討
② 小・中学校への連絡・調整・説明
③ 正式依頼
④ 事前打ち合わせ
⑤ 実施

千葉市内および近隣で交流及び共同学習を実施している特別支援学校	住所	電話番号
千葉市立第二養護学校	千葉市稲毛区轟町3-6-25	043(256)1950
千葉市立養護学校	千葉市若葉区大宮町1066-1	043(265)9293
千葉県立千葉特別支援学校	千葉市花見川区大柏町1410-2	043(258)1111
千葉県立千葉聾学校	千葉市緑区峰取町65-1	043(291)1371
千葉県立袖ヶ浦特別支援学校	千葉市緑区若宮町1-45-1	043(291)6922
千葉県立仁戸名特別支援学校	千葉市中央区仁戸名町673	043(264)5400
千葉県立千葉桂特別支援学校	千葉市若葉区加賀利町1538	043(231)1449
千葉大学教育学部附属特別支援学校	千葉市稲毛区長沼町312	043(258)1111
千葉県立千葉音学校	四街道市大日468-1	043(422)0231
千葉県立四街道特別支援学校	四街道市鹿島934-45	043(422)2509
千葉県立大網白里特別支援学校	大網白里市細草1385-5	0475(70)5000

本リーフレットに関する問い合わせ先
千葉市教育委員会 学校教育部 教育支援課
〒260-0025 千葉市中央区關宿町1-35
TEL 043(245)5938 FAX 043(246)6148
令和元年6月発行

千葉市教育委員会

「交流及び共同学習」の形態

① 学校間の「交流及び共同学習」
特別支援学校と近隣の小・中学校等が集団で行う交流です。読み聞かせや音楽など、文化的な交流活動のほかに、パラスポーツを取り入れるなどの工夫も見られます。

② 居住地における「交流及び共同学習」
特別支援学校小・中学部の希望する児童生徒が、個別に居住する地域の小・中学校に行って行う交流です。これを「居住地校交流」といいます。特別支援学校の児童生徒にとっては、将来の地域生活の基礎づくりにつながる貴重な機会になります。

③ 小・中学校内における「交流及び共同学習」
特別支援学級と通常の学級の交流です。特別支援学級の児童生徒が、通常の学級や学年などに入りて学習します。

④ 地域における「交流及び共同学習」
特別支援学校、特別支援学級の児童生徒とその学校にある地域の方々との交流です。

近隣に特別支援学校がなく、特別支援学級もない小・中学校等では直接的な「交流及び共同学習」が難しい場合があるかもしれません。その場合でも、障害を体験する学習機会を設ける等、障害の理解を推進する取り組みを工夫していく必要があります。

「交流及び共同学習」を進めるにあたっての管理職の役割

「交流及び共同学習」を進めるにあたって、管理職の先生方には中心となって取り組みを牽引していただくことになります。ここでは、特に大切な二つの役割について説明します。

○ チームで検討する校内体制づくり
① 学校全体の共通理解
学校全体での共通理解が何よりも大切です。「自校の子供たちにどのような教育効果を期待するのか」「相手にとってどのようなメリットがあるのか」等について十分に話し合い、共通理解ができるような場を設けましょう。

② 明確なねらいと確実な評価
交流のねらいや方法は、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任を含むチームで具体的に検討できるようにアドバイスしてください。ねらいを明確にすることで確実な評価につなげることができます。

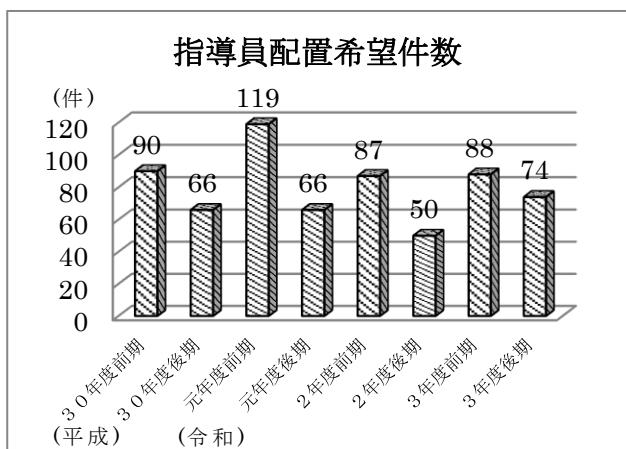
③ 無理のない実効性のある計画
交流の時期や回数は教育活動全体とのバランスを考えて、無理なく効果が期待できるよう計画することが大切です。特に、居住地交流については本人・保護者の希望や本人の障害の状況・相手校の状況などを踏まえ慎重に検討する必要があります。

○ 相手校との綿密な連携
① 相手校との綿密な連携
居住地交流では、特別支援学校の教員の同行が基本ですが、それが難しい場合は、子どもの評価のため、受け入れ先の小・中学校と学習の様子等についての情報交換が不可欠になります。また、受け入れる側の小・中学校においては、居住地交流の意義や自校の子どもへの教育的效果などを踏まえて検討をお願いします。

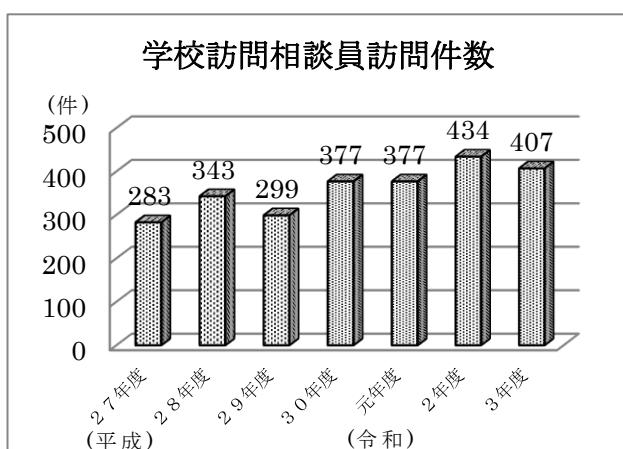
② 充実した交流のための共通理解
相手校との綿密な連携は充実した交流につながるポイントになります。事前の打ち合わせでは、活動のねらいや内容だけでなく、支援の方法についても共通理解することが大切です。
例えば、教師が前面に出るのはなく、子どもの主体的な関わりを大事にすることや、障害のない子どもが一方にお世話するのではなく、障害のある子どものできる部分を大事にした関わりができるよう、「合理的配慮」について情報を共有することなどが求められます。

【関係資料】

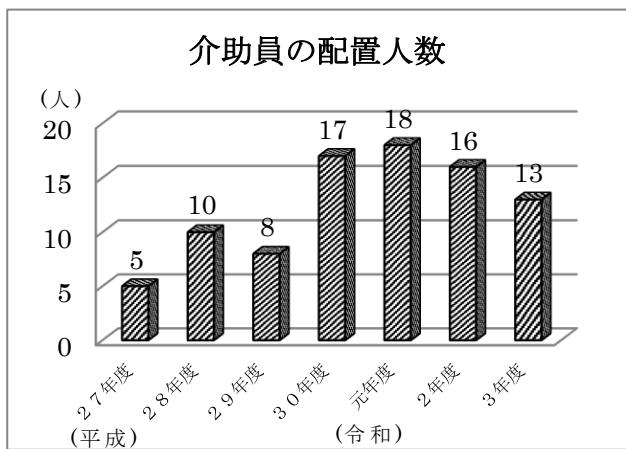
資料 14 特別支援教育指導員配置希望件数



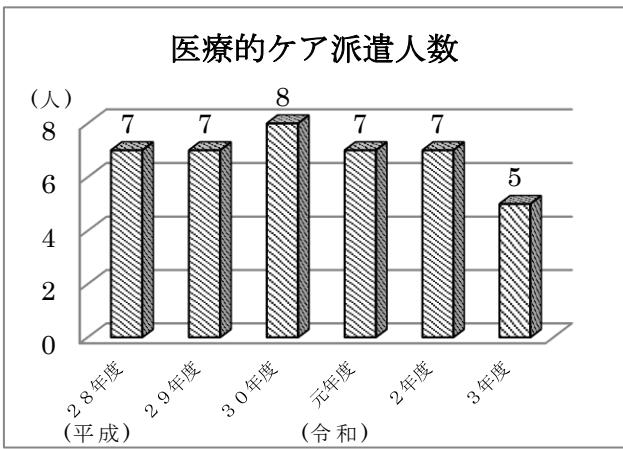
資料 15 学校訪問相談員の訪問件数



資料 16 特別支援教育介助員の配置人数



資料 17 医療的ケア派遣人数



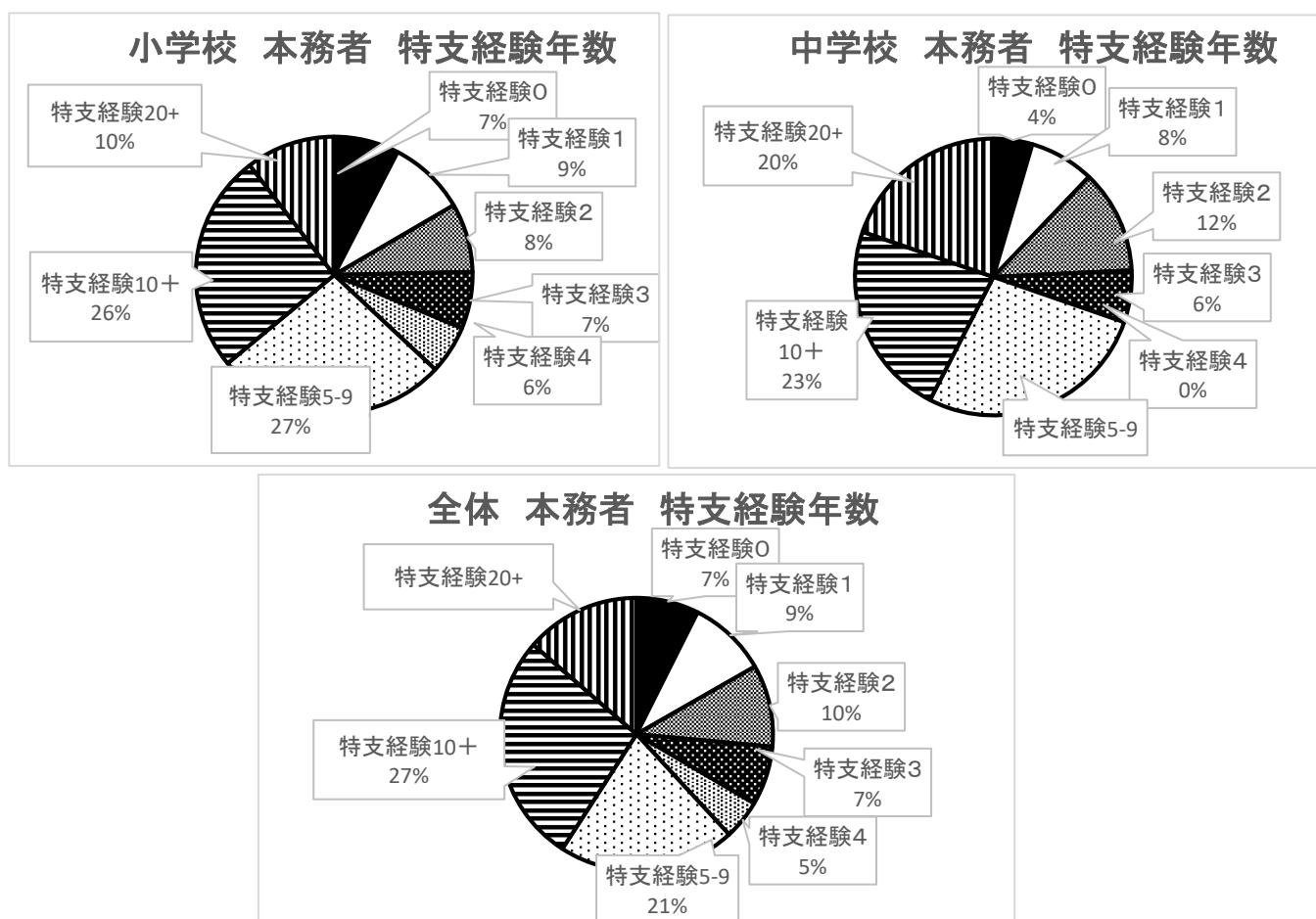
【關係資料】

資料 18 養護教育センターの研修（令和 4 年度）

【関係資料】

	特別支援学級卒業後の進路・就労を学ぶ -自立した大人になるために- よくわかる！障害福祉サービス -よりよい福祉との連携のために-	1	0.5
3 心理検査法の習得と活用（児童・生徒へのアセスメントに活用）に活用）	心理検査法基礎講座（主な検査法の概要） 心理検査法・田中ビニーV（初級・演習） 心理検査法・WISC-IV（初級・実技） 心理検査法・WISC-IV（中級：解釈と活用） 心理検査法・WISC-III（初級・演習）	1 1 1 2 1	0.5 1 1 1 0.5
4 特別支援教育の理解・推進（教員及び一般市民対象）	特別支援教育講演会	1	0.5

資料 19 特別支援学級等担当者の経験年数構成 令和4年5月1日現在



【関係資料】

資料 20 養護教育センター研究刊行物

R4.4.1 現在

教 育 研 究 事 業・教 育 情 報 事 業

合理的配慮を効果的に進める「個別の教育支援計画」
合理的配慮を効果的に進める「個別の教育支援計画Ⅱ」～事例・Q&A～
タブレットPCを活用した個別指導の教育的効果とモデル指導事例集
～LD等通級指導教室における実践から見えてきたこと～
チームを支える特別支援教育コーディネーターガイドブック

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援をしていくために、教員・学校向けのガイドブックの発刊を行っています。
各資料は、CABINET 養セホームページ、チェックインズの全庁フォルダにデータ掲載中です。

特別支援学級担任のためのハンドブック（R3年度）
特別支援学級担任のためのハンドブック 授業実践編
特別支援学級担任のためのハンドブック 自立活動・交流及び共同学習・進路学習編
特別支援学級担任のためのハンドブック 学習指導案編

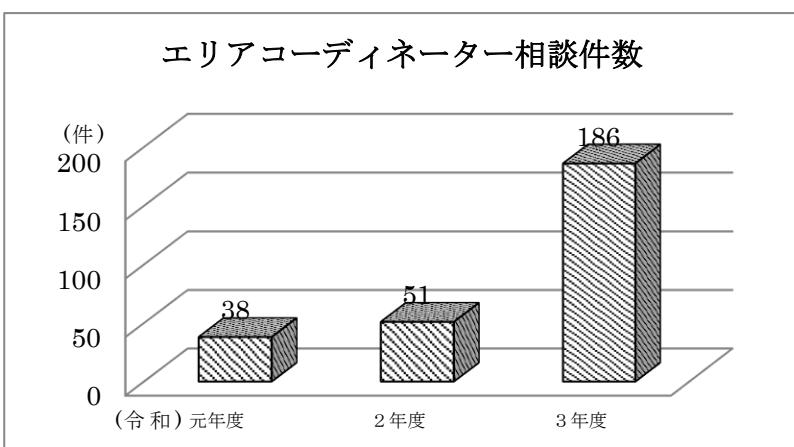


養護教育センター4F
特別支援教育関係図書
4,808冊

「はじめよう特別支援教育」「すすめよう特別支援教育」「つなげよう特別支援教育」「ふかめよう特別支援教育」

『校内支援体制』はこうつくろう
～LD、ADHD、高機能自閉症等の子どものために～

資料 21 特別支援教育エリアコーディネーターの相談件数



【関係資料】

資料 22 就学説明会ポスター

令和4年度 特別な支援が必要な子どもの就学説明会

《令和4年度 年長児対象》

令和5年4月就学予定者対象

日常生活や学習活動等の場面で、特別な支援や配慮の必要な子どもたちがいます。子どもたち一人一人の
もっている力を十分に伸ばすための就学について説明会を行います。事前申込は不要です。





【対象】 ①特別支援学校か特別支援学級で悩んでいる ②特別支援学級を希望している ③特別支援学級か通常の学級かで悩んでいる
④就学にあたって心配なお子さんや次の診断があるお子さん「発達障害(LD・ADHD・自閉スペクトラム症)・知的障害・肢体不自由・病虚弱」

*市内の幼稚園、保育所(園)、保健福祉センター、療育センター、大宮学園、発達障害者支援センター、教育センター、児童相談所、教育委員会
(学事課・教育支援課)、養護教育センターの各窓口にご案内の用紙があります。また、養護教育センターのホームページから印刷できます。

日 程

千葉市 就学説明会 と検索してください。

	(10:00~受付) 10:30~11:30	(13:00~受付) 13:30~14:30
5/9 (月)	中央区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	若葉区在住の方 【会場：千葉市教育会館】
5/10 (火)	花見川区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	美浜区在住の方 【会場：千葉市養護教育センター】
5/11 (水)	稲毛区在住の方 【会場：千葉市教育会館】	緑区在住の方 【会場：千葉市養護教育センター】
9/9 (金)	5月に参加できなかった方 【会場：千葉市教育会館】	

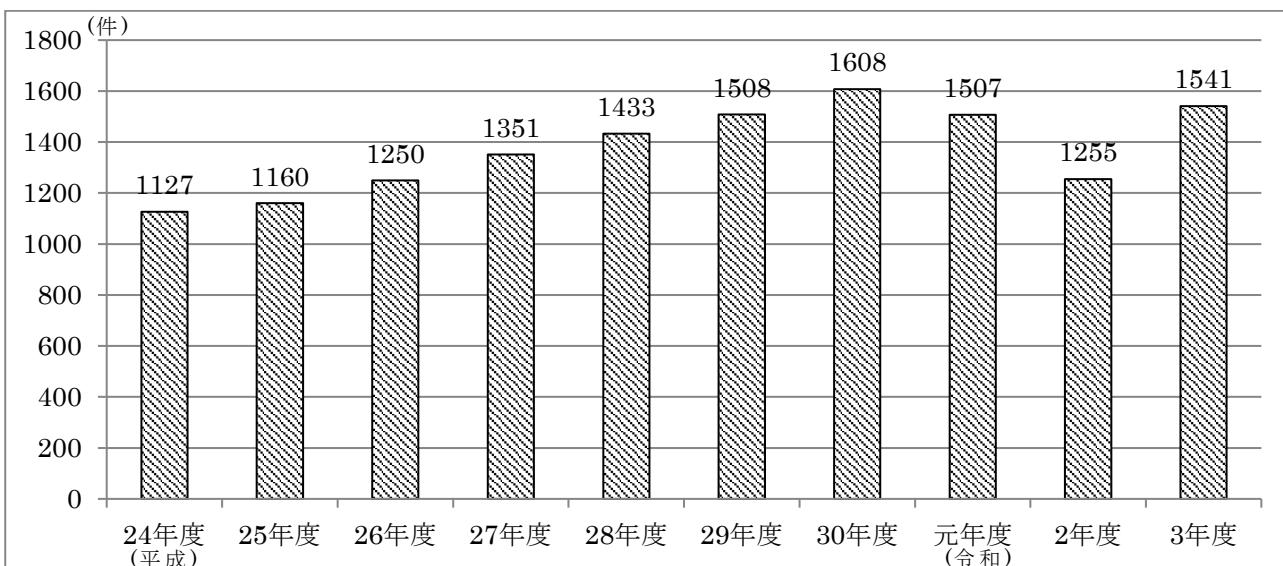
特別な支援が必要な子どもの就学相談の流れ(令和5年度 新1年生)

就学説明会 5月~9月 → 個別相談(希望者) 5月~11月 → 学校見学(希望者) 5月~ → 就学支援委員会 9月~11月 → 就学時健診(各校) 11月頃 → 就学先決定 ~12月 → 入学通知 1月末 → 入学説明会(各校) 2月頃 → 入学 令和5年 4月

お問い合わせ 養護教育センター
〒261-0003 美浜区高浜3丁目2番3号
相談専用電話 043(277)1199
月曜日~金曜日 9:00~17:00

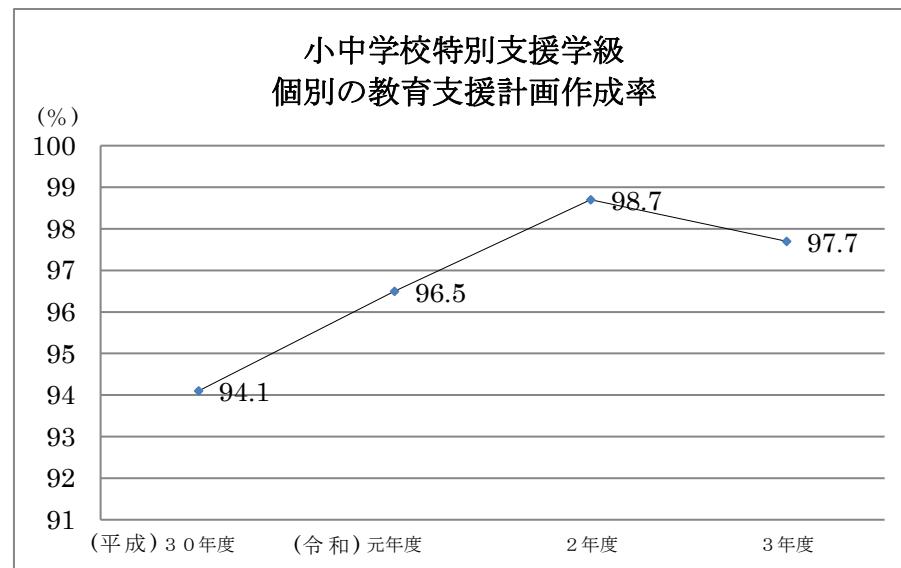
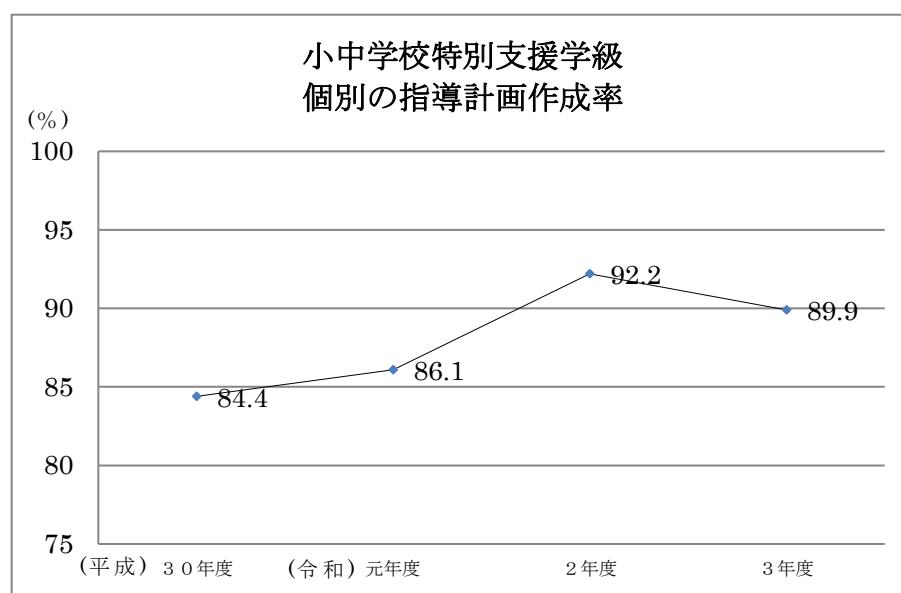
お住いの区の日時に参加できない場合は、他の区にご参加ください。
ホームページに掲載の資料「就学説明会」の内容について説明します。
個別相談の申し込みは、郵送または相談会当日に受け付けます。ホームページから「申込用紙1」「申込用紙2」を印刷、ご記入の上、お持ちいただくとスムーズです。
左記の日程については、保護者のみとさせていただきます。

資料 23 養護教育センター 来所相談受理件数



【関係資料】

資料 24 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率の推移



【関係資料】

資料 25 特別支援連携会議設置要綱 令和 4 年 4 月 1 日現在

特別支援連携協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 千葉市教育委員会は、千葉市における特別な支援を要する子どもに關わる關係機関等のネットワーク構築等に向け、乳幼児期から成人までライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制づくりのための定期的な関係諸機関間の情報交換・意見交換を行う場として千葉市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携協議会では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育段階（幼稚園及び保育所、小学校、中学校並びに高等学校）を中心とした各ライフステージにおける相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 幼稚園又は保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校及び中学校又は高等学校から就労先などへのライフサイクルの切り替え時の支援に関する関係機関との連携における情報提供並びに課題への対応及び改善に関すること。
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整に関すること。
- (4) その他特別支援の連携推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 連携協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 会長には学校教育部長の職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 会長は会務を総理し、連携協議会を代表する。
- (3) 会長は、必要に応じ、所掌事項に関して関係者を招集し、報告及び意見聴取を行わせることができる。

(実務担当者会議)

第 4 条 連携協議会に必要な調査、資料収集をするため、実務担当者会議を設置する。

- 2 実務担当者会議は、別表 2 に掲げる課及び機関に所属する委員をもって組織する。
- 3 実務担当者会議は、毎年度の当初及び必要に応じて開催し、連携協議会でその内容を報告する。

(秘密の保持)

第 5 条 連携協議会の関係者は、連携協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 6 条 連携協議会の事務局は、養護教育センター、教育支援課及び保健体育課に置く。

附 則

【関係資料】

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表1)

福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課長 障害者自立支援課長 障害福祉サービス課長
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課長 こども家庭支援課長 幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長 幼保運営課保育所指導担当課長
教育関係	教育委員会 学校教育部長 教育総務部 生涯学習部 学校教育部	総務課長 教育職員課長 放課後子ども対策班担当課長 学事課長 教育改革推進課長 教育支援課長 保健体育課長 教育センター所長 養護教育センター所長 千葉市小中学校長学校運営協議会特別支援委員会代表 第二養護学校長 養護学校長 高等特別支援学校長 千葉県立千葉特別支援学校長 市立稻毛高等学校長
医療関係	千葉市医師会発達障害支援研究会医師	
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター所長	
外部関係者	学識経験者（特別支援に関する） 千葉市手をつなぐ育成会代表 千葉市自閉症協会代表	
その他	千葉市療育センター療育相談所長 千葉市大宮学園長 千葉市発達障害者支援センター所長 児童相談所長	

【関係資料】

(別表 2)

福祉関係	保健福祉局健康福祉部 高齢障害部	健康支援課 障害者自立支援課 障害福祉サービス課
幼保関係	こども未来局こども未来部	健全育成課 こども家庭支援課 幼保支援課 幼保運営課
教育関係	教育委員会 学校教育部	教育支援課 保健体育課 教育センター 養護教育センター
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター	
その他	千葉市療育センター療育相談所 千葉市大宮学園 千葉市発達障害者支援センター	

資料 26 総合案内パンフレット



政令市 30周年

★詳細は、各機関の番号(①～⑯)をご覧ください。

特別な支援が必要な方への総合案内パンフレット

千葉市特別支援連携協議会
2022.10

うちの子、ことばが遅れている。
友達とうまく遊べない。
発達障害かも?
気になることがあればお気軽にお尋ねください。

療育先を探したい
児童発達支援や放課後等デイサービスを利用したい
・各区保健福祉センター・高齢障害支援課→⑫

福祉について
障害のある子どもを預けるときの届出はどこにするの?
・各区保健福祉センター・こども家庭課→⑩
(保育所・園、認定こども園、子どもルームのこと)
・児童相談所→⑧
(18歳未満の児童の入所施設について)

非行について
子供の養育、学校生活、性格・習慣、家族関係、家出や夜遊びなど
で困っている
0～18歳未満 → ⑨
・児童相談所→⑨
・各区保健福祉センター・家庭児童相談室→⑪
20歳未満 → ⑬
・青少年サポートセンター→⑬

不登校・ひきこもりについて
学校にいけない、外に出られずひきこもっている
・教育センター→⑩ (小・中・高等学校)
・ひきこもり地域支援センター→⑭
・子ども・若者総合相談センター→⑮

家庭支援について
子どものこと、家庭のことについて相談したい
・児童相談所→⑧
・各区保健福祉センター・家庭児童相談室→⑪
・子ども・若者総合相談センター→⑯

就労について相談したい
・発達障害者支援センター→⑦ (就労準備、就労後の定着など総合的な支援)
・千葉障害者職業センター→⑯ (職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援)
・各区保健福祉センター・高齢障害支援課→⑯ (就労移行支援事業所等の利用)
・千葉障害者就業支援キャリアセンター→⑯ (就労準備訓練、ジョブコーチ支援)
障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター

連絡先一覧は次のページからです。

<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/yogokyoiku/sougouannaipanfuretto.html>

【関係資料】

資料 27 教育委員会における特別支援関係の会議 令和 4 年 4 月 1 日現在

①市内近隣特別支援学校との教育相談連携会議（年 2 回）

内容	情報交換を通して地域の障害のある児童生徒の支援に関する連携を図る。
構成	千葉盲、千葉聾、県千葉、桜が丘、袖ヶ浦、仁戸名、四街道、千葉大附属、市立養護、第二養護、市立高等特別支援、県教育庁教育振興部教育支援課、教育支援課、教育センター、養護教育センター

②養護教育センター、療育センター、大宮学園との連携会議（年 2 回）

内容	就学に向けて、情報の共有をし、円滑な就学相談を図る。
構成	療育センター、大宮学園、養護教育センター

③幼保支援課、幼保運営課、教育・保育施設との連絡会（年 2 回）

内容	教育、保育施設から円滑な就学に向けて情報を共有する。
構成	幼保支援課、幼保運営課、養護教育センター、幼稚園協会、民間保育園協議会

④教育センター教育相談班との連携会議（年 1 回）

内容	両センターの事業内容を確認し、相互に連携できる環境の整備。ケースについての情報交換及び共有化をする。
構成	教育センター教育相談班、養護教育センター

⑤千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eye あいネット)（年 3 回）

内容	視覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の視覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑥千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)（年 3 回）

内容	聴覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の聴覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑦千葉県特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（年 2 回）

内容	コーディネーターの専門性の向上、今後の役割の充実を目指し、関係職員との情報交換をする。
構成	県特別支援学校、養護教育センター、中核地域生活支援センター、千葉市・船橋市・柏市地域生活支援センター

【関係資料】

II 用語解説

【あ行】

○アセスメント

実態の的確な把握のこと。

○アフタースクール

小学校の放課後において、保護者の就労状況等にかかわらず、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するもの。これまで別々に運営していた放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営している。

○異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

○医療的ケア

介護福祉士法と「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」に基づき特別支援学校、幼小中高等学校等で行われるたんの吸引等の特定行為及び特定行為以外の医行為を指す。

○インクルーシブ教育システム

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

○A D H D

A D H D（注意欠陥多動性障害）とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態を指すものである。

【か行】

○各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則第130条第2項において、「特別支援学校の小学部、中学部 又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と規定されている。同規定に基づき、知的障害のある児童生徒に対する教育を行う教育の場においては、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されており、各教科等を合わせた指導と呼ばれている。

○学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として、文部科学大臣が告示するもの。

【関係資料】

○学習障害

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

○学校間交流・学校内交流

障害のある児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。交流及び共同学習は、障害のある児童生徒にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の児童生徒たちや地域の人たちが、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。学校間で行う交流及び共同学習を学校間交流とし、学校内における通常学級と特別支援学級との児童生徒間の交流及び共同学習を学校内交流とする。

○ギガタブ

GIGAスクール構想における、本市における1人1台の学習用端末（タブレットPC）の通称。

○基幹相談支援センター

千葉市障害者基幹相談支援センターは、障害のある方が住みなれた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談を行なっている。また、地域の方や関係機関と連携し、障害のある方を地域全体で支える地域づくりに取り組んでいる。

○基礎的環境整備

障害のある児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

【基礎的環境整備の8点】

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

○キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」（平成18年）の中で、キャリア教育の意義について、「『生きる力』を育成するという基本的な考えに立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら」

【関係資料】

ら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。」と説明されている。

○教育支援委員会

平成25年9月1日 の学校教育法施行令の一部改正について（通知）により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとされた。

「教育支援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。千葉市では、「就学支援委員会」の名称で設置している。

○共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であるとされている。

○居住地校交流

特別支援学校に籍を置く幼児児童生徒等が、居住地のある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

○げんきキャンプ

千葉市教育委員会が主催する小中学校特別支援学級、特別支援学校小学部、中学部を対象とした宿泊学習のことを指す。

○げんき交流会

千葉市障害者自立支援課が主催する市内の小中学校特別支援学級、特別支援学校小学部、中学部を対象とした交流活動のことを指す。

○言語聴覚士（S T）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。S T（Speech Therapist）とも呼ばれる。

○高等学校における「通級による指導」

平成28年12月9日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（通知）により、「高等学校における通級による指導」が制度化された。これにより、高等学校又は中等教育学校後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育によることができることとするとともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることとし、また、障害に応じた特別な指導に係る単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができるとしていることとする、とされた。

○校内支援体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指

【関係資料】

す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を構築することが必要。

○交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。交流及び共同学習は、平成16年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、現学習指導要領においても明確に位置づけられている。

○合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3観点11項目として示されている。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして設置され、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としている。

○個別最適な学び

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(答申)によって示された、児童生徒が自己

【関係資料】

調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘した学びの在り方。

○個別の教育支援計画

関係機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を、学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。なお、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告（平成24年）では、本人・保護者との合意形成を図った上で決定した合理的配慮については個別の教育支援計画に明記するとともに、実施した結果を評価して定期的に見直すことが重要であるとしている。

○個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

【さ行】

○作業療法士（OT）

作業療法士は体や精神に障害のある人がその心身機能を回復し、日常生活・社会生活に復帰できるように、食事、歯みがきなど日常生活の動作、家事、芸術活動、遊び、スポーツといった生活の中における作業や動作などを用いて訓練・指導・援助を行う医療技術者である。OT（Occupational Therapist）とも呼ばれる。

○サテライト教室

交通の便が良い学校に設ける教育施設。

○悉皆研修

原則として受講を必須としている研修のこと。

○就学支援委員会

千葉市教育委員会諮問に応じ、障害を有する児童生徒等の適切な就学及び教育的支援について調査審議し、教育委員会に答申する委員会のことを指す。

○就学前

義務教育に就学する前の段階。

○巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

○障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法

【関係資料】

律。平成 16 年 6 月、平成 23 年 8 月に一部改正されている。

○障害者手帳

障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称した一般的な呼称を指す。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なるが、いずれの手帳も、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられている。

○障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者的人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。日本は、平成 19 年 9 月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成 26 年 1 月に批准に至った。

○障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるととらえる考え方。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。第 7 条、第 8 条では、行政機関と事業者に対し、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を提供することについて行政機関においては義務、事業者においては努力義務とされている。平成 25 年 6 月公布され、平成 28 年 4 月に施行された。

○自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

○身体障害者手帳

障害者手帳の一つ。身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される。身体障害者福祉法に基づき、都道府県、指定都市又は中核市において障害の認定や交付の事務が行われている。

○スクールメディカルサポート事業

千葉市では、市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行うメディカルソーター（看護師）を派遣している。

【関係資料】

○精神障害者保健福祉手帳

障害者手帳の一つ。一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものである。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に、様々な支援策が講じられている。精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まである。

【た行】

○多様な学びの場

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを指す。本市では、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備と進めている。

○第3次学校教育推進計画

本市学校教育の目指すべき子どもの姿を「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」とし、これを実現するための教育目標として「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を掲げ、この目標の達成に向け、6つの柱と21の施策方針をまとめた令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とした本市学校教育の基本方針を指す。

○「通級による指導」（通級指導教室）

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導の実施形態を指す。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒の教育的ニーズに応じて行う。平成5年から実施されている。なお、高等学校では、平成30年度から制度化される。

○特別支援学級

学校教育法81条の規定により、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。知的障害、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。

○特別支援学校

従来の盲学校、聾学校、養護学校で、障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法72条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

○特別支援学校設置基準

令和3年9月に文科省から通知された、編制、施設及び設備等に関する特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準のこと。

○特別支援学校のセンター的機能

地域の特別支援教育を推進する体制整備として、学校教育法第74条において位置づ

【関係資料】

けられた、特別支援学校の専門性を生かした地域の小中学校教員や保護者に対する教育相談等の取組のこと。

○特別支援教育

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

○特別支援教育エリアコーディネーター

エリア（区）の学校への訪問や相談を行い、特別支援教育の経験の少ない担当者や特別支援教育コーディネーターを支援し、エリア全体での教職員の資質の向上を図ることを目的に、教員への指導や助言を行う教員のこと。教育委員会が指名を行っている。

○特別支援教育介助員

千葉市では、常時介助が必要な児童が在籍する小中学校に対して配置を行っている。

○特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

○特別支援教育指導員

千葉市では、緊急に対応が必要なA D H D等の児童生徒が在籍する小中学校の通常の学級に配置している。

○特別の教育課程

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うものであり、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する。学校教育法施行規則第140条はその点を制度的に位置付けており、小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して通級による指導を行う場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるとしている。

【は行】

○放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2第4項の規定に基づき、学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子

【関係資料】

どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

【ま行】

○学びラボ

N I S E 学びラボは、登録した各団体のニーズに合わせて、特別支援教育に関するオンライン研修の提供を支援するシステムを指す。

【ら行】

○ライフサポートファイル

安心して生活していくよう、子どもと地域の方たちとをつなぐ支援ツールの一つ。
子どもの発達の記録や行動の特性や接し方などの情報を記入する。

○理学療法士（P T）

理学療法士は、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える医療技術者である。 P T (physical Therapist) とも呼ばれる。

○リソースルーム

一人一人の児童生徒が学習への意欲を再び持つことのできるよう、各学校の状況に応じて児童生徒の学習のつまずきに合わせて個別的支援を行うための場の名称を指す。

○療育手帳

障害者手帳の一つ。知的障害による生活のしづらさを補うための福祉の制度を利用しやすくするための手帳のこと。障害程度の判定は、本人の知的能力と日常生活を営むために必要な社会能力及び介護の状況を総合的に評価している。児童相談所にて交付される。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

III 検討会議審議経緯

第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議

1 方針

千葉市特別支援教育推進基本計画の中間報告及び中間評価に基づいて、今後の課題や方向性・具体的な目標に沿って、「第2次千葉市特別支援教育推進基本計画」（以下第2次計画）を策定する。

2 方法

(令和3年度) 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議専門委員（以下専門委員）を依頼し、年3回の専門部会議（WG）を実施し、原案の作成をする。

(令和4年度) 令和3年度作成した原案を関係諸会議委員等へ示し、意見等を聴取する。
併せて、パブリックコメント等を経て、年度末に公表をする。

3 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討委員及び関係者名簿

令和4年度 特別支援教育推進会議

役職	所 属	職 名	氏 名
会 長	学校教育部	学校教育部長	鶴岡 克彦
副会長	学校教育部	教育支援課長	小田 將史
委 員	学校教育部	教育指導課長	樋口 雅也
委 員	学校教育部	学校教育部参事 (教育改革推進課長)	伊藤 淳
委 員	学校教育部	総務課長	山田 利雄
委 員	学校教育部	企画課長	望月 宏次
委 員	学校教育部	教育職員課長	吉田 悅子
委 員	学校教育部	学校施設課長	堀 明徳
委 員	学校教育部	学事課長	栗和田 耕
委 員	学校教育部	保健体育課長	酒井 隆夫
委 員	学校教育部	教育センター所長	川名 正雄
委 員	学校教育部	養護教育センター所長	久保木 修
庶 務	学校教育部	養護教育センター副所長	渡邊 幸也
庶 務	学校教育部	教育支援課主任指導主事	白井 貴
庶 務	学校教育部	養護教育センター主任指導主事	山路 里美
庶 務	学校教育部	養護教育センター主任指導主事	渡辺 千映子
庶 務	学校教育部	教育支援課指導主事	浅場 宏子
庶 務	学校教育部	教育支援課指導主事	花城 肇

【関係資料】

令和4年度 特別支援連携協議会

所 属		氏 名
医療関係	千葉市医師会発達障害支援研究会医師	柿沼 宏明
就労関係	千葉障害者就業支援キャリアセンター所長	藤尾 健二
学識経験者	千葉大学教授	北島 善夫
	元小学校校長	奥村 兼弘
護者代表	千葉市手をつなぐ育成会会長	成田 智子
	千葉市自閉症協会代表	菊池 裕美
健福祉局 健康福祉部	健康支援課課長	岡田 明子
	障害者自立支援課長	大坪 敬史
	障害福祉サービス課長	布施 善幸
こども未来局 こども未来部	健全育成課長	石田 信之
	こども家庭支援課長	飯島 祥光
	幼保支援課担当課長	皐月 裕美子
	幼保運営課担当課長	小俣 由佳理
	東部児童相談所長	山口 美登里
	西部児童相談所長	桐岡 真佐子
生涯学習部	生涯学習振興課放課後子ども対策班担当課長	上田 昌弘
千葉市社会福祉協議会	千葉市療育センター療育相談所長	加瀬 幹生
	千葉市発達障害者支援センター所長	仲村 美緒
	千葉市大宮学園長	白井 智美
教育総務部	総務課長	山田 利雄
	教育職員課長	吉田 悅子
学校教育部	学校教育部長	鶴岡 克彦
学校教育部	学事課統括管理主事	長谷川 信
	参事兼教育改革推進課長	伊藤 淳
	教育支援課長	小田 將史
	保健体育課長	酒井 隆夫
	教育センター所長	川名 正雄
	養護教育センター所長	久保木 修
学校関係	千葉市小中学校長会特別支援教育委員会代表（小）	佐藤 都

【関係資料】

	千葉市小中学校長会特別支援教育委員会代表（中）	伊藤 芳仁
	第二養護学校長	加藤 秀樹
	養護学校長	三橋 一裕
	高等特別支援学校長	三宅健二朗
	千葉県立千葉特別支援学校長	杉村 哲
	千葉市立稻毛高等学校長	伊澤 浩二
事務局	教育支援課 主任指導主事	白井 貴
	教育支援課 指導主事	浅場 宏子
	教育支援課 指導主事	花城 肇
	保健体育課 指導主事	矢板 正子
	養護教育センター 副所長	渡邊 幸也
	養護教育センター 主任指導主事	山路 里美
	養護教育センター 指導主事	栗山 理恵
	養護教育センター 指導主事	白岩 純

4 第2次千葉市特別支援教育推進基本計画策定検討会議専門委員名簿

各論	G No	所属	役職等	氏名
I 総論 エリア方式	1	宮野木小学校	主幹教諭	島尾 秀美
	2	都小学校	教諭	中村 智子
	3	上の台小学校	教諭	氏家慶二郎
	4	北貝塚小学校	教諭	鳥飼 涼子
	5	おゆみ野南中学校	教諭	片田 郁代
	6	真砂中学校	教諭	荒川 友人
	7	登戸小学校	教諭	竹内 優子
	事務局	教育支援課	主任指導主事	白井 貴
II 各論 多様な学びの場の充実 通常学級 就学支援委員会	1	轟町小学校	教頭	水出 友子
	2	幕張西中学校	教頭	大日方 一
	3	大木戸小学校	教頭	高瀬 景子
	4	大森小学校	教頭	山路 里美
	事務局	教育支援課	指導主事	田邊 寿晃
	II 各論 多様な学びの場の充実 特別支援学級	1	誉田小学校	教諭
	2	星久喜中学校	教諭	谷麻 紗美
	3	幕張小学校	教諭	久保田鮎子

【関係資料】

	4	小中台中学校	教諭	尾崎 佳代
	5	打瀬小学校	教諭	瀬戸 弘樹
	事務局	養護教育センター	指導主事	狩野 正浩
II 各論 多様な学びの場の充実 通級指導教室	1	あやめ台小学校	教諭	横山 千尋
	2	轟町中学校	教諭	行木 宏彰
	3	誉田東小学校	教諭	清田 志保
	4	高洲第三小学校	教諭	野村 絵美
	5	稻毛高等学校	教諭	清水 範子
	事務局	教育支援課	指導主事	金井あかね
II 各論 多様な学びの場の充実 特別支援学校	1	養護学校	教諭	小林 英清
	2	高等特別支援学校	教諭	齊藤 容一
	3	第二養護学校	教頭	大藤 成記
	事務局	養護教育センター	指導主事	栗山 理恵
II 各論 教育相談及び 養護教育センター	1	養護教育センター	指導主事	浅場 宏子
	2	養護教育センター	指導主事	中村 裕哉
	3	養護教育センター	主任指導主事	渡辺千映子
	事務局	養護教育センター	指導主事	山根布由子
II 各論 連携	1	泉谷中学校	教諭	山崎 広子
	2	養護教育センター	主任指導主事	渡邊 幸也
	事務局	養護教育センター	指導主事	高桑 幸代

5 検討会議審議経過

年月日	会議等	備考
R3.4	第1回事務局会議	
R3.6	第1回特別支援連携協議会	・これまでの経緯の報告と今後の方向性の説明
R3.6	第1回特別支援教育推進会議	・今後の日程・役割・WGメンバーについて報告
R3.6	第1回WG	・日程・役割・原稿様式についての確認・調整 ・R2中間報告・中間評価をもとに、第2次計画策定の方針を確認する。 ・第2回WGに向けて、それぞれの分担において原稿作成・資料収集する
R3.8	第2回事務局会議	
R3.9	第2回WG	・事務局会議での協議内容等を報告 ・作成原稿検討及び調査資料

【関係資料】

		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回WGに向けて、それぞれの分担において原稿作成・資料収集する。
R3.10	第2回特別支援教育推進会議	
R3.11	第3回事務局会議	
R3.12	第3回WG	
R4.1	第4回事務局会議	
R4.2	第3回特別支援教育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画作成状況報告 ・令和4年度第2次計画公表までの日程等の提案
R4.5	第1回特別支援連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.6	第1回事務局会議	
R4.6	第1回特別支援教育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.10	第2回事務局会議	
R4.10	第2回特別支援教育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯報告と今後の方向性の説明 ・原案内容に係る意見聴取
R4.11	教育次長、教育長、市長 報告	
R4.12	学校教育審議会	
R5.2	パブリックコメント	
R5.2	第3回特別支援教育推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画評価及び第2次計画配付
R5.3	教育委員会議議決	
	公表・冊子配布・HP掲載	